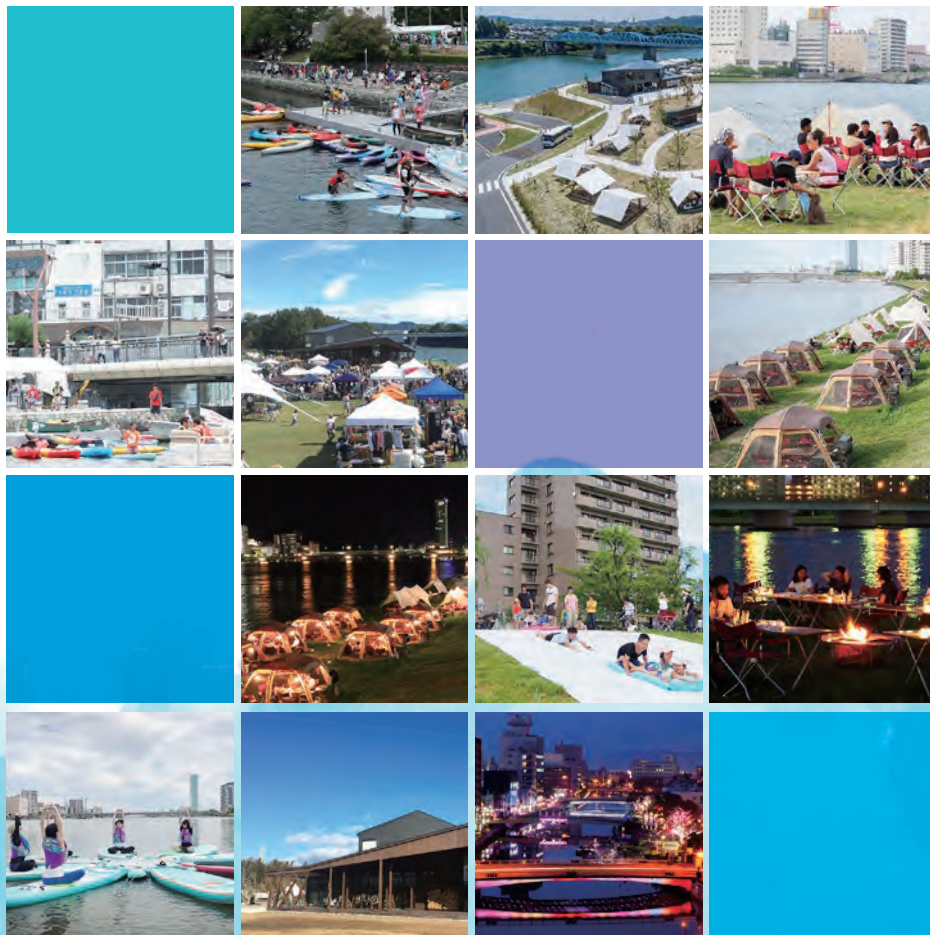




かわまちづくり計画 策定の手引き

第2.1版

令和7年3月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課



はじめに

平成21年(2009年度)に「かわまちづくり」支援制度が創設され10年が経過しました。

この間、国土交通省では、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等の方も河川敷地の利用が可能となるよう、平成23年度(2011年度)に河川敷地占用許可準則を改正いたしました。

また、平成26年度(2014年度)からは、これまで身近にある川をほとんど意識していなかった人々や民間企業の方々が、改めて川の価値を見いだして主体的に川の魅力を活用するミズベリングに取り組んでおり、平成28年度(2016年度)には、「かわまちづくり」の計画作成に民間事業者等が参画できるようにするため、「かわまちづくり」支援制度を改定しています。

国土交通省としては、これらを通じた「かわまちづくり」の取組を推進することで、地域の魅力向上につなげてまいりました。

本手引きは、今後「かわまちづくり」が地域の更なる活性化に資するよう、「かわまちづくり」を実務面で担当する市区町村の担当者や河川管理者が、「かわまちづくり」への理解を深めることを目的とするものです。

第1章では、「かわまちづくり」の概要や「かわまちづくり」支援制度に関する基本的な事項や手続きについて、また第2章では、「かわまちづくり計画」作成時の留意点について、そして第3章では、「かわまちづくり」に関連した主な法制度について解説しています。

本手引きが、「かわまちづくり」に取り組む方々の一助となれば幸いです。

2020年3月

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課



index

はじめに

第1章

「かわまちづくり」支援制度について

1-1 「かわまちづくり」とは	07
1-2 「かわまちづくり」で実現できること	08
1-3 「かわまちづくり」支援制度とは	09
1-4 支援制度の解説	11
1-5 相談窓口	27

第2章

「かわまちづくり計画」作成のポイント

2-1 「かわまちづくり」の進め方	29
2-2 企画構想の段階	30
(1) 計画策定までの取組例	31
2-3 計画作成の段階	39
(1) 計画検討体制の構築	40
(2) 基本方針の検討	41
(3) 個別施策内容の検討	46
(4) 進め方の検討	48
2-4 活動推進の段階	68
(1) 地域との連携	69
(2) 活動の継続	71
(3) 活動の評価	74

第3章

「かわまちづくり」の法制度

3-1 知っておきたい「かわ」側の制度	79
3-2 知っておきたい「まち」側の制度	85

「かわまちづくり」参考資料	97
---------------	----

かわまちづくりの事例「かわまち大賞」

2018



天満川・旧太田川(本川)・元安川地区及び
京橋川・猿猴川地区かわまちづくり

受賞
ポイント

日本初の河川区域での
常設オープンカフェ



長井地区かわまちづくり

受賞
ポイント

舟運文化の歴史的特性を活かし、
かわとまちの回遊性を向上

2019



美濃加茂地区かわまちづくり

受賞
ポイント

地域資産を活かし官民共同で
新たな水辺の魅力空間を創出



信濃川やすらぎ堤かわまちづくり

受賞
ポイント

民間が管理を担い都市部の
かわまちづくりへの参加メリットを体現

2020



五ヶ瀬川かわまちづくり

受賞
ポイント

鮎やなや壺堤などの歴史・文化を
活用した地域主体の継続性の高い取組



北十間川かわまちづくり

受賞
ポイント

民間の積極的関与で水辺と
まちの一体的空間づくりを実現

国土交通省では、河川空間とまち空間の融合が図られた、良好な水辺空間の形成を目的とした「かわまちづくり」を推進しています。河川空間を活用し、地域の賑わいを創出した、他の模範となる先進的な「かわまちづくり」を国土交通大臣が表彰し、その取組を全国に周知するのが「かわまち大賞」です。

「かわまち大賞」により取組団体を讃えるとともに、「かわまちづくり」支援制度を浸透させ、民間事業者の参入を促進し、民間事業者のもつ「ノウハウ」等を活かした質の高い「かわまちづくり」を目指します。

「かわまち大賞」や
全国の取組の最新情報は
こちらから



2021



大阪市かわまちづくり

受賞
ポイント

規制緩和に先進的に取り組み、
まちの中の水辺の価値を著しく向上



関東地区かわまちづくり

受賞
ポイント

被災者自らが商業施設を整備運営し、
拠点と連携したかわまちを実現

2022



盛岡地区かわまちづくり

受賞
ポイント

Park-PFIで整備した公園と河川を
一体的に活用し賑わいを創出



石巻地区かわまちづくり

受賞
ポイント

震災復興で様々な主体が議論し
施設の構造・デザインの細部まで反映

2023



松戸市地区かわまちづくり

受賞
ポイント

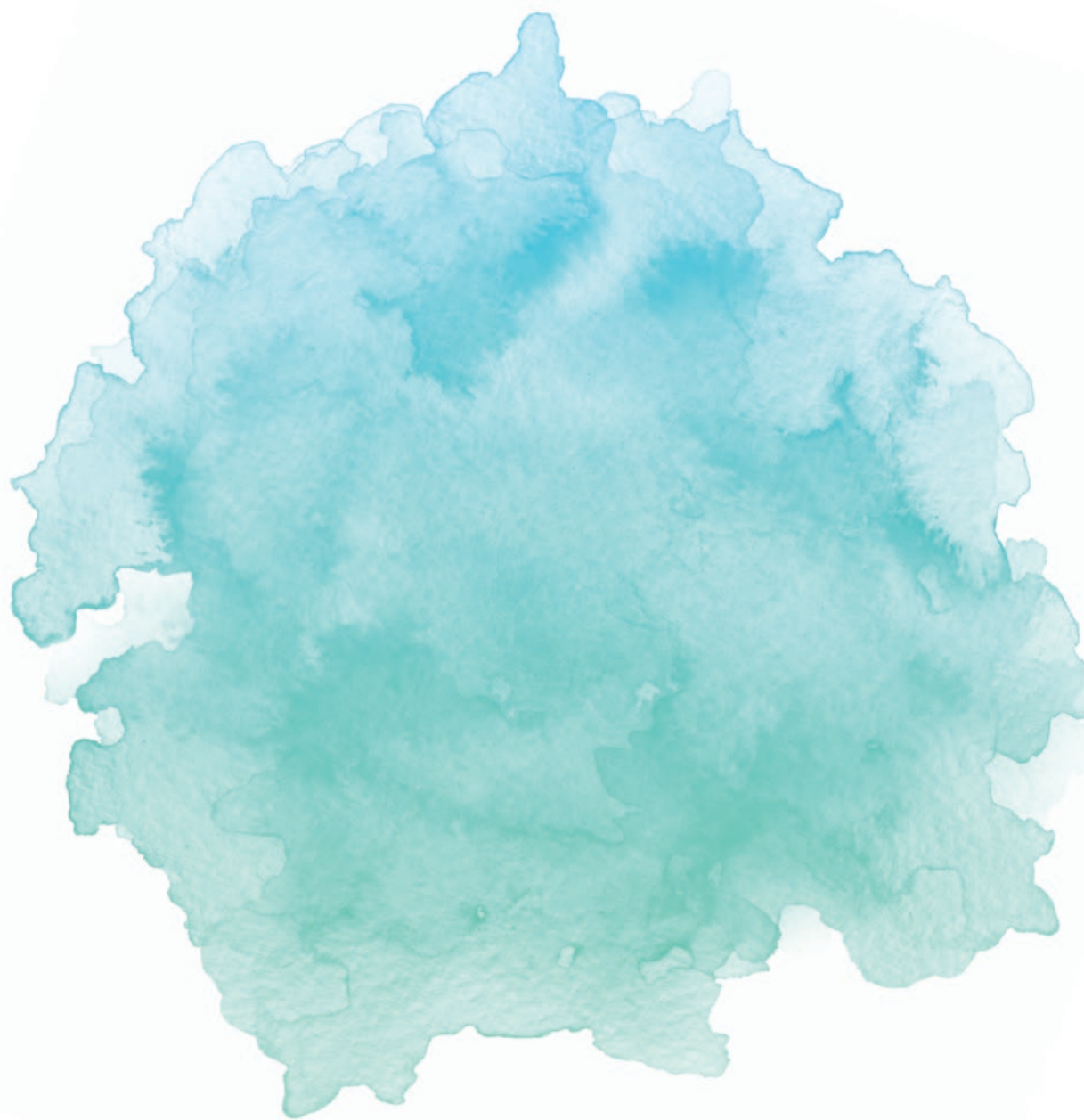
河川空間と宿場町の歴史的価値を
結びつけ水辺中心の都市再生を実現



大垣市かわまちづくり

受賞
ポイント

河川をウォークアブルシティの
動線に位置づけて賑わいを創出



第 1 章

「かわまちづくり」支援制度について

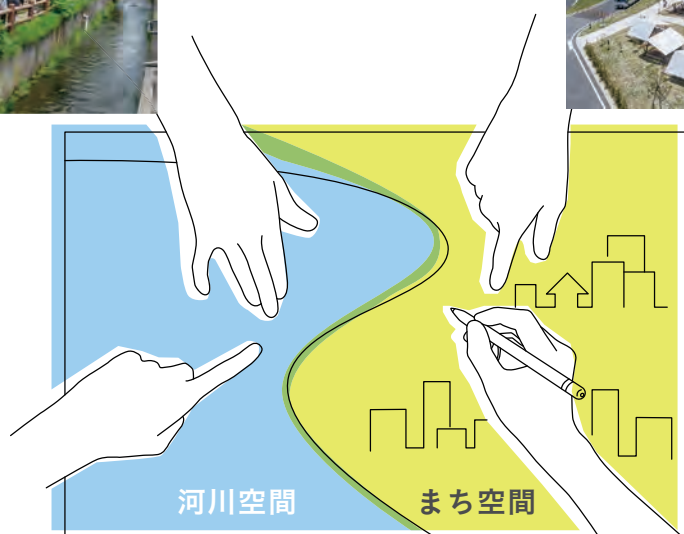
- 1-1 「かわまちづくり」とは
- 1-2 「かわまちづくり」で実現できること
- 1-3 「かわまちづくり」支援制度とは
- 1-4 支援制度の解説
- 1-5 相談窓口

1-1 「かわまちづくり」とは

「かわまちづくり」とは『河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組』のことです。

古くから培われた地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、水辺にはその地域特有の「資源」が眠っています。また、水辺はその使い方や「知恵」によって新たな価値を生み出す可能性を秘めています。

「かわまちづくり」では、「かわ」とそれにつながる「まち」を活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、地域の「顔」、そして「誇り」となるような空間形成を目指します。



1-2 「かわまちづくり」で実現できること

「かわ」が有する地域特有の魅力を活かし、「まち」と一体となったソフト施策やハード施策を実施することで、水辺空間の質を向上させ、かわと人との触れ合いによる地域の活性化が実現できます。

■ かわと人の触れ合い

「かわ」とは、せせらぎや美しい景色、豊かな自然など、自然環境の恩恵を享受することができる魅力があります。さらに、水辺でのレクリエーションや釣り、カヌー・SUPなどのアクティビティ、そして地域の歴史や文化に触れることもまた、かわ特有の魅力です。「かわまちづくり」は、人々がリラックスし、自然とのつながりを感じながら、心地よい時間を過ごすことができる場を提供します。

■ 地域の活性化

○地域の交流機会の増加

水辺の利活用を通じて、地域交流の機会や場を創出します。

○観光客の増加

舟運やサイクリング、また水辺のオープンカフェや水上アクティビティなどを通じ、歴史や生態系、また癒やしや賑わいなどの「かわ」だからこそ得られる機会を提供することで、観光客数の増加に寄与します。



カヌー・SUP



環境学習・自然体験



キャンプ・バーベキュー



ウォーキング・ジョギング



サイクリング



観光舟運



川床



ドローン活用



桜並木



マルシェ・朝市・夜市



公園広場



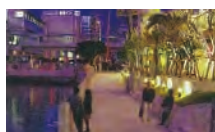
集客施設



オープンカフェ



隣接施設連携(公園、道の駅)



市街地開発



川の安全教室

かわまちづくりで実現できる風景

1-3 「かわまちづくり」支援制度とは

「かわまちづくり」支援制度とは、地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度です。

「かわまちづくり」を進める推進主体（①市町村、②市町村及び民間事業者、③市町村を構成員に含む法人格のない協議会、④民間事業者）は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、支援制度に申請・登録します。

支援制度に登録されると直轄事業、交付金事業の対象になるため、河川管理者は「かわまちづくり計画」に基づき河川管理施設等の整備といったハード施策の支援を行います。

また、河川空間のオープン化に向けた区域指定等のソフト施策の支援を行います。

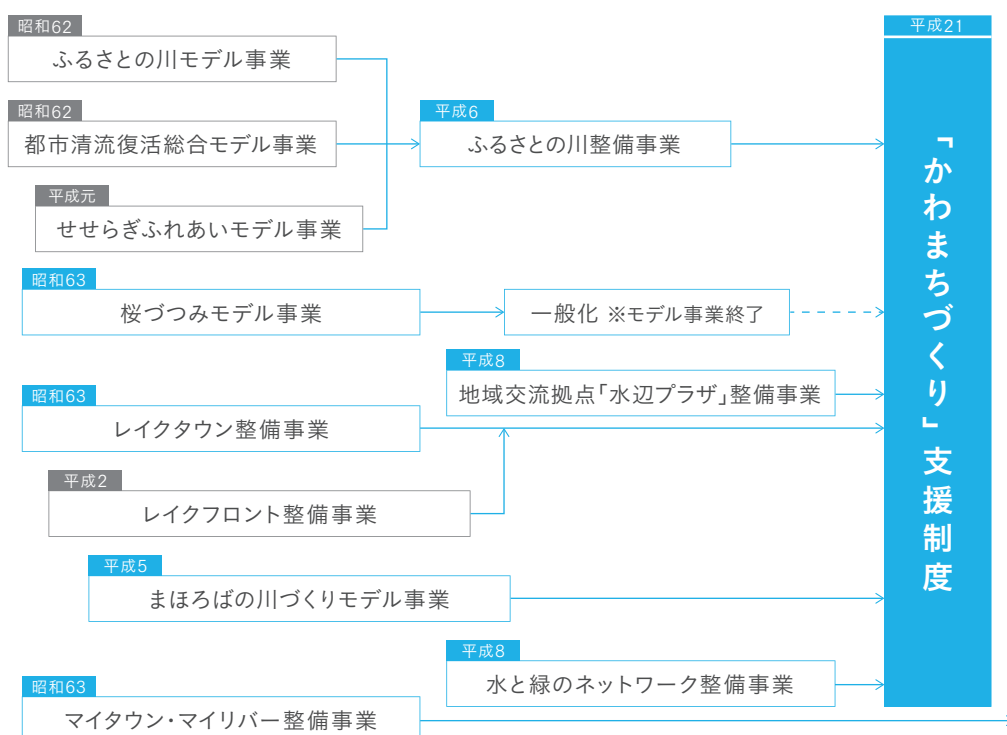


Column

「かわまちづくり」支援制度の創設

国土交通省では、昭和60年代から各時代の情勢に応じて「ふるさとの川整備事業」や「桜つつみモデル事業」「水辺プラザ整備事業」等の多種多様な河川事業制度によって、地域の河川利用を推進する取組を支援してきました。それまでの各種事業制度を発展的に統合して平成21年度（2009年度）に創設さ

れたのが「かわまちづくり」支援制度です。従来の各種事業制度では、拠点や個別区間での利活用増進を目標としたハード整備による支援が主だったのに対し、「かわまちづくり」支援制度では、より広域の「まち全体」を視野に入れ、地域活性化に資する河川空間利用を支援することを目指しています。



1-4 支援制度の解説

1 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会
4. 民間事業者

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第4 推進主体)

【推進主体】

「かわまちづくり」の推進主体とは、河川管理者と連携して、「かわまちづくり計画」を作成し、同計画に基づき各種事業を実施する中心的な役割を果たす主体のことです。推進主体は「市町村」「市町村及び民間事業者」「市町村を構成員に含む法人格のない協議会」「民間事業者」のいずれかとなります。

これまでの事例で、「市町村」が推進主体となる場合が一番多いですが、例えば対象エリアが河川を挟んで2つの地方公共団体にまたがっている計画や、舟運やサイクリングなど河川の上下流域の移動・交流を見込んだ広域連携の計画では、複数の当該市町村が共同で推進主体となる場合もあります。

また、近年民間事業者が主体的にかわまちづくりに関わる事例も見られます。例えばかわまち大賞を受賞した「北十間川かわまちづくり」や「大阪市かわまちづくり」では、推進主体として「河川空間のオープン化」により河川区域を占有する民間事業者(株式会社)が名を連ねています。そのほか、まちづくり会社や観光協会などの第三セクターが運営に関わっている事例もあります。令和5年4月からは「民間事業者」が単独で推進主体となることができるようになりました。

なお、推進主体に含まれる民間事業者とは、以下のいずれかに該当する者のことを言います(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第2 定義 5)。

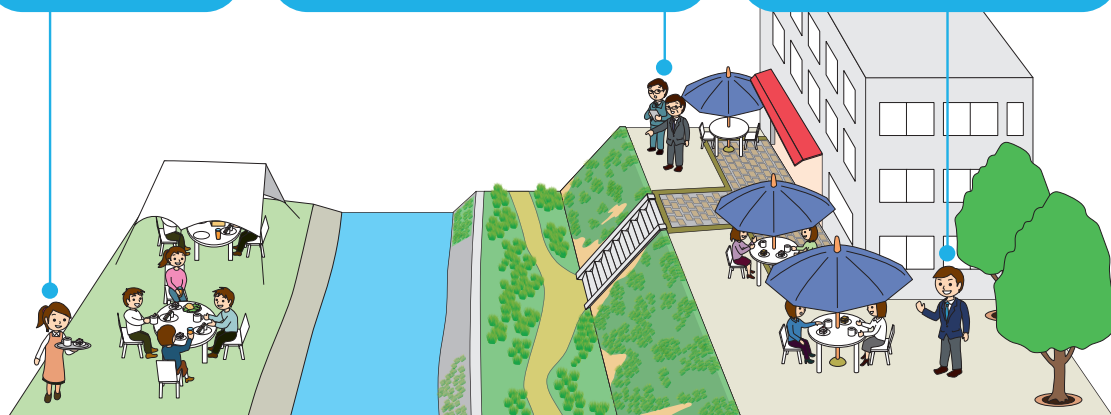
- 一 準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占有主体として指定を受けている者
- 二 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において賑わいある良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
- 三 河川区域に隣接する土地において、賑わいある良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

「市町村を構成員に含む法人格のない協議会」が推進主体となった計画が多いのも近年の傾向です。これまでの「かわまち大賞」を受賞したほとんどの地区が、推進主体を協議会としており、地域や関係者が一体となって進めている様子がうかがえます。

河川敷地占用許可準則
第22の規定に基づき、
都市・地域再生等利用
区域の占用主体として
指定を受けている者

河川法第20条の規定に基づき、河川管理
者の承認を受けて、河川区域内において良
好な河川空間の形成に資する施設を整備
しようとする者で、当該施設の整備・利用に
ついて市町村長の同意を得ている者

河川区域に隣接する土地において、
良好な河川空間を形成するための施
設の整備・利用等を実施しようとする
者で、当該施設の整備・利用等につい
て市町村長の同意を得ている者



推進主体に含まれる民間事業者

用語

都市・地域再生等利用区域・・・河川敷地占用許可準則の第二十二により規定。河川のオープン化に伴い、河川区域内で営業活動を行う場合には、河川管理者が都市・地域再生等利用区域を設定し範囲を明確にするとともに、当該施設の占用主体を定める必要がある。

河川法第20条・・・河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の根拠条文。実施の場合には河川管理者の承認を必要とすることが定められている。

2 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

（「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第5 登録要件）

「かわまちづくり計画」の対象となる河川については、4つの登録要件が定められています。第5の1から3では、国による認定が個別法で規定されている、または、国として積極的に支援している地域活性化施策に関連している河川であることを要件として定めていますが、第5の4にある通り「地域の熱意が特に高く、河川空間の整備によりその利活用が期待される河川」であることも要件のひとつとなっております。

関連計画の根拠法及び所管府省（令和7年1月現在）

項	計画・施策名	根拠法	所管府省
1	歴史的風致維持向上計画	「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」 （平成二十年五月二十三日法律第四十号）	文部科学省 [文化庁 文化資源活用課] 農林水産省 [農村振興局 農村政策部 農村計画課] 国土交通省 [都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室]
	観光圏整備実施計画	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」 （平成二十年五月二十三日法律第三十九号）	国土交通省 [観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課]
2	都市再生整備計画	「都市再生特別措置法」 （平成十四年四月五日法律第二十二号）	国土交通省 [都市局 市街地整備課]
	地方再生計画（地域再生計画）	「地域再生法」 （平成十七年四月一日法律第二十四号）	内閣府 [地方創生推進事務局]
3	中心市街地活性化	「中心市街地の活性化に関する法律」 （平成十年六月三日法律第九十二号）	内閣府 [地方創生推進事務局]
	国家戦略特区・地方創生特区	「国家戦略特別区域法」 （平成二十五年十二月十三日法律第百七号）	内閣府 [地方創生推進事務局]
	環境モデル都市	—	内閣府 [地方創生推進事務局]

3 かわまちづくり計画の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
 - (2) 支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)
 - (3) 推進体制
 - (4) 安全な河川利用に向けた取組
 - (5) 準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - (6) 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組
 - (7) 維持管理計画
 - (8) その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通本省及び地方支分部局に窓口を設ける。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第6「かわまちづくり計画」の作成等)

かわまちづくり計画の様式は、実施要綱の参考資料として、以下のとおり定められています。

- | | |
|-----|---------------------|
| 様式1 | 申請書 |
| 様式2 | かわまちづくりの概要 |
| 様式3 | ソフト施策の個別施策計画書 |
| 様式4 | ハード施策の個別整備計画書 |
| 様式5 | 維持管理計画書 |
| 様式6 | 上申書(地方整備局長等) |
| 参考1 | 市町村内で実施された同種の河川整備事業 |
| 参考2 | 関連するまちづくりに関する計画の概要 |

実施要綱第6「かわまちづくり計画」の作成等において定める(1)～(8)と記載する様式の関係は以下のとおりです。

かわまちづくり計画に記載する内容

第6に定める内容	具体的内容	記載様式
(1)水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標	【かわまちづくりの方針】 ●地域における課題、必要性 ●市町村の地域計画や沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ ●地域活性化や賑わいあるまちづくりに対する市町村や民間事業者の考え方 ●地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標 等	様式2
(2)支援事業の内容(ソフト施策、ハード施策)	【ソフト施策】 ●対象事業の実施範囲 ●提案事業の概要	様式3
	【ハード施策】 ●整備範囲 ●全体位置図 ●整備内容 ●整備の概要(整備する施設、整備箇所ごとの平面図1/2,000程度、標準横断面図など) ●整備イメージ(パース絵等) ●整備の実現方策 ●関連事業の整備計画(対象河川沿川地域のまちづくりの中での位置づけ) ●整備工程(工程計画:河川事業、関連事業等)(年度・事業費) ●多自然川づくりに関する事項 ●多自然川づくりの考え方に則った河川管理施設の整備方針	様式4
(3)推進体制	【推進体制・取組内容】 ●協議会、運営組織等の体制 ●地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する多様な関係者との連携・取組内容 等	様式2
(4)安全な河川利用に向けた取組	●河川利用者に対する安全面の指導体制 ●河川利用者が安全確保を図るための取組や情報提供 等	様式2
(5)準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組	●都市・地域再生等利用区域の指定に向けた、公募や河川敷地の利用調整に関する会の取組 等 ●都市・地域再生等利用区域の指定年月日	様式2
(6)生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組	●生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する多様な関係者との連携・取組内容 等	様式2
(7)維持管理計画	●継続的な有効利用に関する計画 ●賑わいの継続に向けた取組 ●維持管理計画 ●地域の関係者と河川管理者との役割分担	様式5
(8)その他特筆すべき事項	●地域、河川の特性に応じて必要な事項 ●状況写真 等	様式4



4 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の定量的目標、地域活性化やにぎわいあるまちづくりに資する効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性・継続性を勘案した上で、実現可能性等が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。
 なお、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組の内容について、確認を行うものとする。
3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

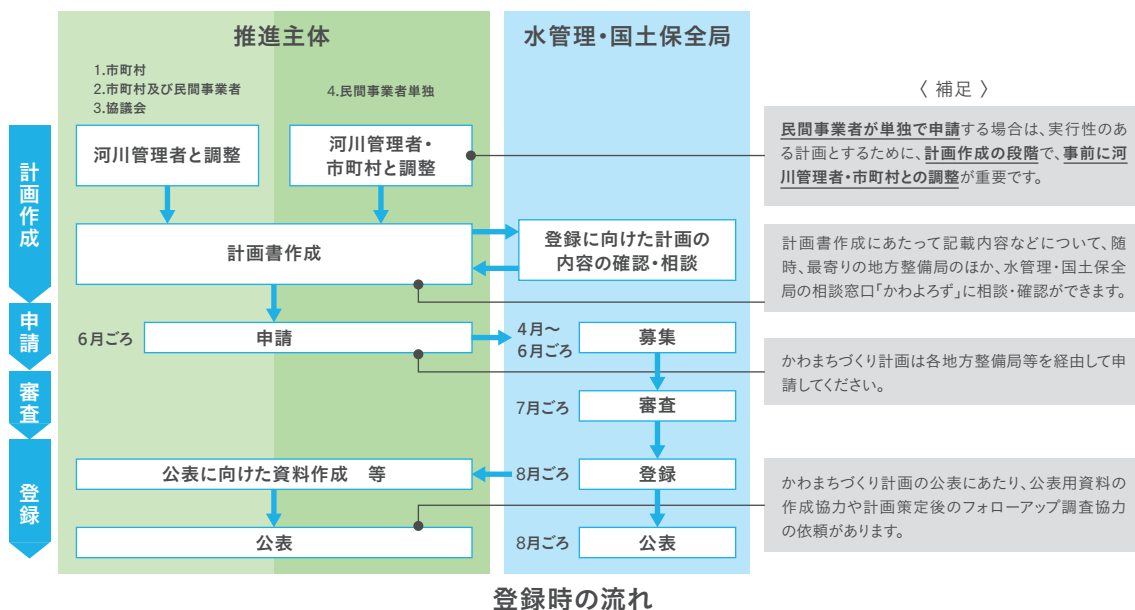
（「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第7「かわまちづくり計画」の登録）

【申請・登録】

推進主体が「かわまちづくり計画」を支援制度に登録するにあたっては、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由し、水管理・国土保全局長へ申請します。申請の過程で、「かわまちづくり計画」の実現可能性の視点から、計画の内容の修正を求められることもありますので、お近くの河川管理者に計画の申請・登録にかかるスケジュール等を確認のうえ、時間的な余裕をもって計画の作成等行ってください。

【登録の流れ】

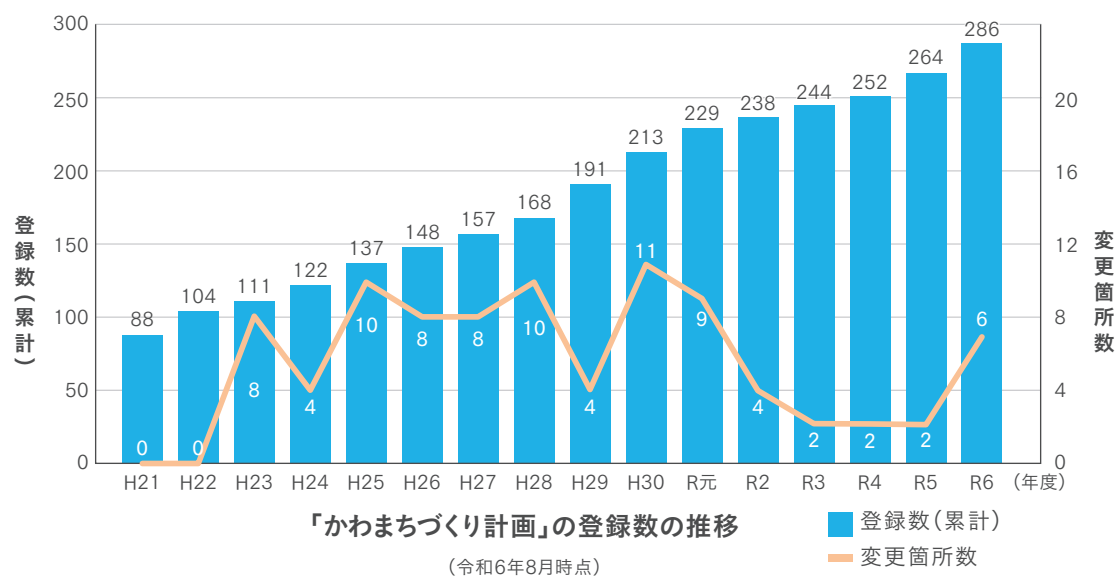
かわまちづくり計画は推進主体が地方整備局長等を通して水管理・国土保全局長に申請します。令和3年度（2021年度）から4月ごろ募集を開始し、8月ごろに登録・公表を行っています。最新のスケジュールについてはかわよろずや地方整備局、また各河川事務所等の河川管理者へご確認ください。



Data

登録件数の推移

「かわまちづくり」支援制度は平成21年度(2009年度)の制度設立以降、毎年10～20件程度が登録されています。



かわまちづくりの最新情報はここから



5 「かわまちづくり計画」の変更

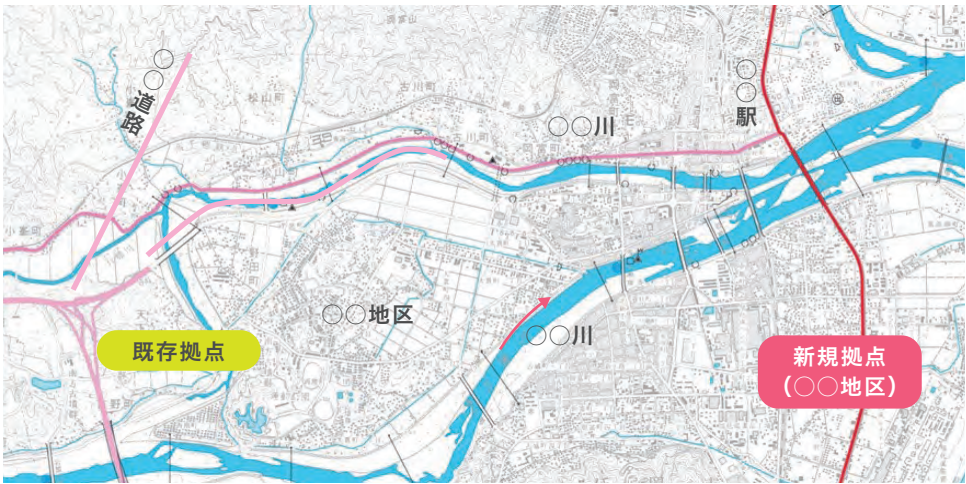
1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後または変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第7の規定を準用する。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第8 「かわまちづくり計画」の変更)

【計画変更が必要な概ねの目安】

- 河川管理者によるハード施策の内容や期間に大きな変更が生じた場合
- 「かわまちづくり計画」の登録要件に係る河川の利活用について見直しがあった場合
- その他、申請者において予算制度の活用などにより、計画変更しなければならない場合

計画変更の事例①：新たな拠点の追加



計画変更の事例②：整備スケジュールの変更

※赤字は変更点

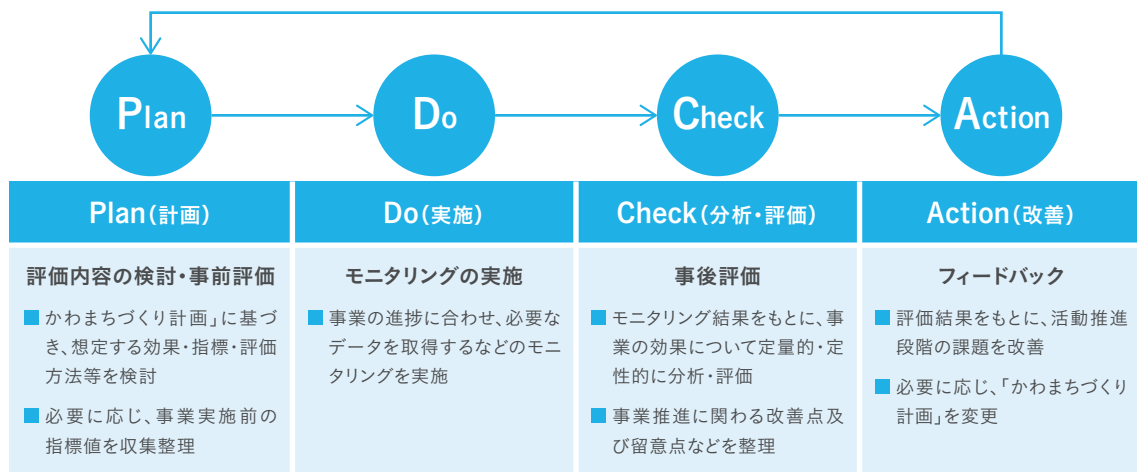
地区名	事業者	事業名等	事業内容	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
〇〇川 かわまち づくり	国交省	総合水系 環境整備 事業	緩傾斜堤防・階段整備		設計 ・ 整備	整備					整備
			親水環境整備 (高水敷整正・樹木伐採)		設計 ・ 整備	整備	整備				整備
	〇〇市	市単費	広場・トイレ・散策路	設計	整備	整備	整備		整備	整備	整備
			駐車場移転	設計	整備	整備	整備			整備	
			案内看板等	設計	整備	整備	整備				
			ゲートボール場の撤去・移設				検討	検討			
			堤防上部の利活用	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【かわまちづくりの検証】

推進主体と河川管理者は、少なくとも5年以内に共同で検証することになっています。計画時に設定した「定量的目標」の評価指標となるデータを定期的に把握し、検証を行ってください。

評価指標のデータは、調査や分析が必要なものもあるため(例えば、アンケートや売上など)、計画的に準備しましょう。

検証結果は、事業の改善等に結びつけていくとともに、ウェブサイト等で公表することにより、関係者のモチベーション向上や多くの方に活動内容を知っていただく機会とすることも検討してください。



「かわまちづくり」におけるフォローアップ(PDCA)

6 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第2 5. の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第7 2. で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し)

「かわまちづくり計画」の登録が取り消されることのないよう、計画作成段階だけではなく、登録後の活動推進段階においても、民間事業者や地域住民とコミュニケーションを図ることで、かわまちづくりの取組の推進に努めてください。

7 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、[河川敷地占用許可]準則[第]22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援
- 四 河川利用者の安全確保に向けた川の指導者の安全講習等の受講、啓発活動等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を、事業着手後、概ね5か年で積極的に推進する。

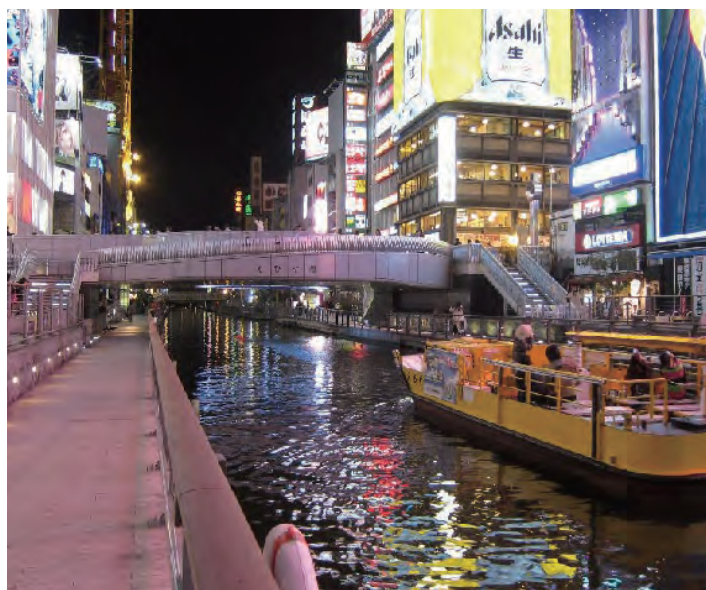
(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第10 河川管理者が行う支援([]内は本手引きで追記))

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づいて、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、調査・検討や情報提供、占用許可のノウハウの提供といったソフト施策と、河川管理施設を整備するハード施策を積極的に行います。

■ソフト施策

「必要となる調査・検討」や「良好な事例等の情報提供」、「安全確保に向けた講習、啓発活動」は、かわまちづくり計画の登録前の段階でも重要な内容です。河川管理者と推進主体は普段から意見交換や意識共有を図ることで、スムーズな支援につながります。

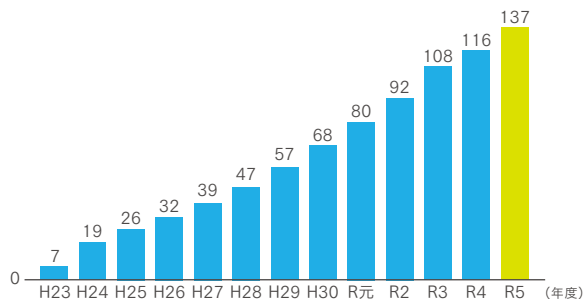
また、平成23年(2011年)の河川敷地占用許可準則の一部改正(河川空間のオープン化)に伴い、河川管理者により都市・地域再生等利用区域の指定を受けることで、民間事業者が同区域内で営業活動を行うことが可能になりました。



都市・地域再生等利用区域で可能な利活用のイメージ
(上：舟運、下：オープンカフェ)

河川空間のオープン化

河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできませんが、「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年（2011年）に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者も営業活動を行うことができますようになりました。これを「河川空間のオープン化」といいます。

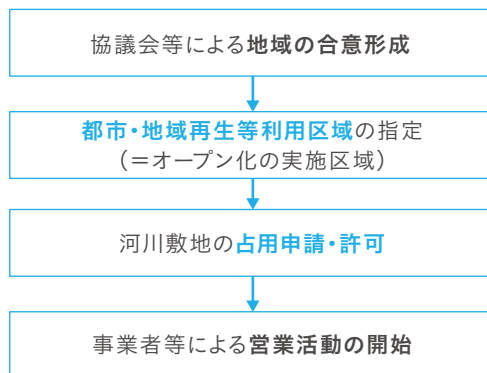


オープン化の活用実績数(累計) (R6.3.31現在)

【オープン化が適用される要件】

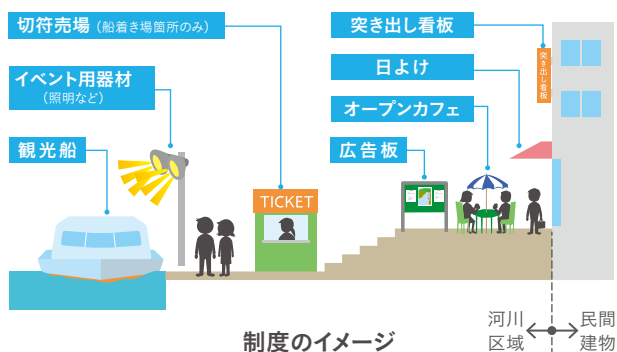
- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

【オープン化の主な流れ】



【占用許可が可能な主な施設】

- ① 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ② 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③ 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④ その他都市・地域の再生等のために利用する施設



RIVASITE(リバサイト)

「RIVASITE(リバサイト)」とは、河川空間利用の規制緩和によって、敷地内で事業に取り組む民間事業者の参入を促進し、地域の活性と河川管理の効率化を目指す制度です。

従来の制度では、河川敷地の占用は原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、民間事業者が営業活動を行うことは出来ませんでした。しかし平成23年（2011年）の河川敷地占有基準則改正を受けて、一定の要件を満たした民間企業に限り営業活動が認められるようになり、これまでに30都道府県で137の事例が実施されてきました。（令和6年3月時点）

国土交通省は、民間事業者による河川敷地の活用をさらに促進させるために、令和5年に「RIVASITE」を始動。河川敷地の占用期間と範囲の規制を緩和することによって、地域経済の活性と河川管理の効率化を目指します。

「RIVASITE」の実施概要と規制が緩和される点は、次の通りです。

● 占用期間満了後の更新を保証

これまでは民間事業者の占有許可期間は10年が上限とされていましたが、占有期間の満了後に10年間の更新を保証。長期的な事業計画が立てやすくなりました。

● 占用範囲の拡大

これまでは施設ごとに占有許可を取る必要がありましたが、エリア一帯の占有が可能になり、柔軟で効率の良い敷地の活用が可能になりました。ただし占有には、河川管理施設整備や占用区域外の清掃・除草などを行うといった、一定の条件が必要です。

● 他の民間事業者の契約

他のテナントとの契約が可能になり、敷地内で幅広い事業運営が可能になりました。

さらに 河川空間が
使いやすくなります



河川空間の利用に関する規制緩和 - 通称 **RIVASITE** -

- ・河川敷地の占用期間の更新を保証します
(最大10+10=20年！)
- ・民間事業者も、エリア一体型の占有が可能になります
- ・テナント契約ができるようになります

※河川管理施設の整備や占用区域外の清掃・除草等が条件です。
※2023年5月から、上記規制緩和に関する社会実験を開始し、今後制度の正式改定を検討していきます。詳しくは裏面→

河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

各河川の国管理区間について、一定の面積が確保できる等、活用いただきやすいと思われる箇所の一覧を公表しています。ぜひご覧ください。

※ポテンシャルリスト以外の箇所でも活用可能な場所もあります。

河川空間の利用に関する規制緩和 - 通称 **RIVASITE** -

規制緩和のポイント

1 占用期間

これまでの占用期間は、最大10年。
占用期間満了後に、追加で最大10年の更新延長を保証します。
より長期の事業計画が立てられるようになります！

2 占用形式

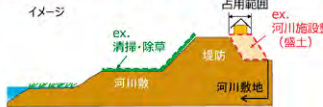
これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占有を民間事業者もできるようになります。
河川敷地を、より柔軟に活用できるようになります！

3 他の民間事業者との契約

他の民間事業者（いわゆるテナント）との契約が可能になります。
より幅広い事業運営が可能になります！

規制緩和の適用条件

河川管理施設の整備又は占用区域外の清掃・除草が必要です。



イメージ

ex. 清掃・除草

ex. 河川施設整備（盛土）

河川敷地

河川敷地

河川敷地

問い合わせ先

<相談例>

- ・具体的にどのような手続きをすればよいのか
- ・規制緩和の適用条件を教えてください

等

→かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」へ
RIVASITE担当メールアドレス： hqr-rivasite@pxb.mlit.go.jp

<相談例>

- ・あの川のおそこを占用できるか知りたい

等

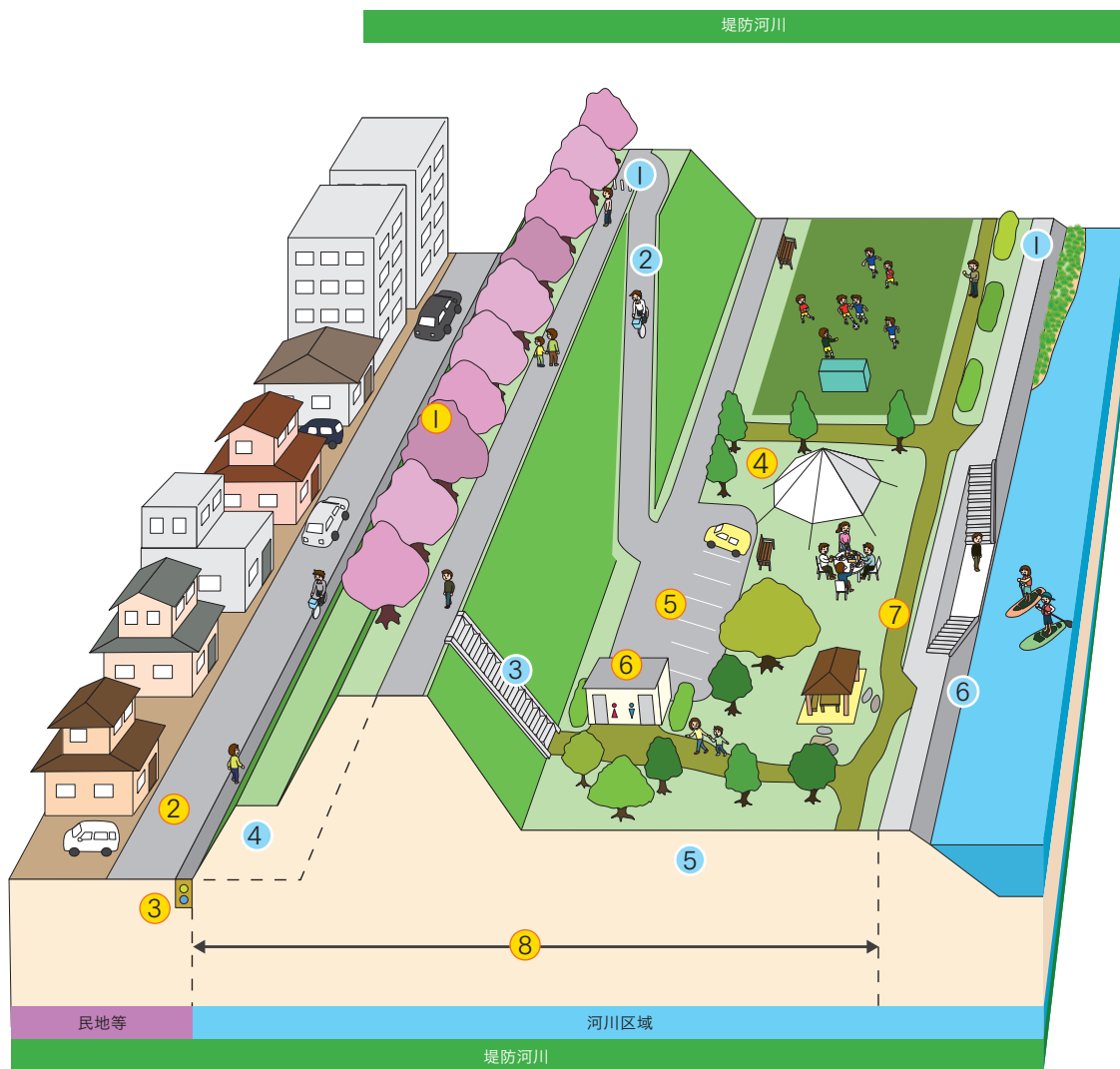
→各地域の国土交通省地方整備局または河川事務所へ

■ハード施策

河川管理者が支援できるハード施策は、河川管理施設の整備です。一方、市町村等は河川を利活用するための施設整備を実施することになります。例えば、河川区域内に多目的広場を整備したい場合は、河川管理者の整備内容は高水敷整正や河川管理上必要な

通路など、市町村等の整備内容は芝張り・トイレ・あずまや・ベンチなどになります。

河川管理者は登録後5年間で河川管理施設の整備を積極的に推進します。



かわまちづくりで整備可能な河川管理施設例

用語

・河川管理施設：河川管理者が建設し管理している施設。川の流れの調整や、洪水の被害防止の機能を持つ施設のこと。
上記以外の目的で設置された橋や堰、グラウンドのバックネットなどは許可工作物といい、河川管理者が許可している施設。



親水護岸



河川管理用通路



市町村・民間事業者等：利用施設の整備

- ① 桜並木
- ② 道路
- ③ 電気・水道
- ④ 多目的広場(芝張り等)
- ⑤ 駐車場
- ⑥ トイレ
- ⑦ 遊歩道(舗装)
- ⑧ 公園区域の指定
- ⑨ 船着場
- ⑩ 川床(仮設)
- ⑪ 照明
- ⑫ オープンカフェ

河川管理者：河川管理施設の整備

- ① 河川管理用通路
- ② スロープ
- ③ 階段
- ④ 側帯
- ⑤ 高水敷整正
- ⑥ 親水護岸
- ⑦ 階段護岸



スロープ



階段護岸

1-5 相談窓口



かわよろずくん

国土交通省水管理・国土保全局では、市町村や民間事業者等の方々にも、「かわまちづくり」支援制度等を活用していただくため、相談窓口として「かわまちづくりよろず相談窓口：(通称)かわよろず」を設けています。「かわよろず」では、以下に関連する相談を受け付けています。

- ☐ 「かわまちづくり」支援制度に関すること
- ☐ ミズベリングに関すること
- ☐ 河川空間のオープン化(河川敷地占用許可準則の特例)に関すること
- ☐ 川の水を利用した発電に関すること
- ☐ 河川敷地の更なる規制緩和に関する社会実験「RIVASITE」に関すること
- ☐ その他、河川の空間及び流水の利活用、河川改修にあわせたまちづくりに関することなど

相談窓口は下記の通りです。面談での相談を希望する場合は、入館手続きなどが必要になることから、事前連絡を推奨しています。また、電子メールによる相談も受け付けています。事前連絡及び電子メールでの相談の際には、以下の情報を電子メールにて送付願います。

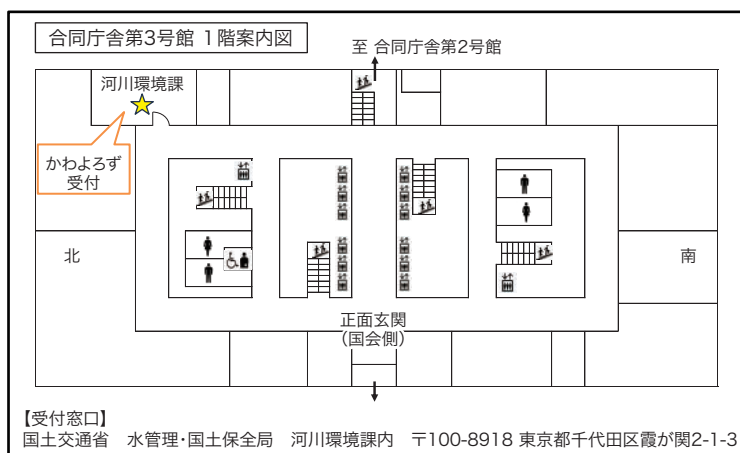
- (1) 名前、法人名、官公庁名など(必須)
- (2) 住所
- (3) 電話番号(必須)
- (4) 相談の対象となる河川名、住所
- (5) 相談の概要(なるべく具体的に記載)(必須)
- (6) その他、参考となる資料(添付)
- (7) 来省相談の場合：希望日時(複数提示)

【かわよろず 相談窓口】

メール宛先：hqt-kawayorozu@gxb.mlit.go.jp

※社会実験「RIVASITE」の相談の場合は下記アドレスまで

メール宛先：hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp



かわよろず案内図

第 2 章

「かわまちづくり計画」作成のポイント

2-1 「かわまちづくり」の進め方

2-2 企画構想の段階

2-3 計画作成の段階

2-4 活動推進の段階



2-1 「かわまちづくり」の進め方

「かわまちづくり」は「企画構想」、「計画作成」、「活動推進」の大きく3つの段階に分けることができます。

プロセスの全体を通して、活動の担い手（キーパーソン）の確保や、活動の継続性・発展性の向上等を勘案しながら「かわまちづくり」に取り組むことが重要です。

1 企画構想の段階

「かわまちづくり」に取り組む基となる「地域の魅力」、「仲間」、「アイデア」を探します。「知らなかった地域の魅力の発見」、「新しい仲間との出会い」、「自由な夢やアイデアの発想」など、「かわまちづくり」に取り組む中でも、特に楽しい段階であるとともに、「かわまちづくり」のテーマや方向性が決まる非常に重要な段階でもあります。この段階から多様な主体と積極的に交流

することで、キーパーソンの発見や計画の実現性向上などに結び付きます。ミズベリングの活動もこの段階から行うことが有効です。ワークショップや勉強会の開催により、地域の「かわまちづくり」への意欲を高めつつ、地域の創意工夫に富んだ「知恵」を活かした企画構想を検討しましょう。

2 計画作成の段階

「かわまちづくり計画」を実際に作成し、登録するまでの段階です。企画構想段階からの熟度を高める必要があることから、基本方針や個別施策内容などについての様々な検討や関係機関との調整など、多岐にわたる作業・プロセスが発生しますので、検討が必要な項目などについてはあらかじめ整理した上で、作業を進めることが重要です。様々な検討結果を支援制度要綱の様式に落とし込み、「かわまちづくり計画」を完成

させます。ソフト施策・ハード施策は河川区域内だけに留まらないよう、関連機関と連携して、「まち」と「かわ」のつながりを意識した施策を検討しましょう。また評価指標や目標値を設定するとともに、その評価手法についても検討を行い、登録後のフォローアップ体制を整理しておくことも重要です。加えて、登録後スムーズに活動に移行できるよう、各主体の役割分担を明確にしておくことも大切です。

3 活動推進の段階

「かわまちづくり計画」登録後に、ハード施策・ソフト施策を着実に実施していく段階です。この段階では適切にフォローアップも行い、必要に応じて計画内容の変更を実施します。また、ハード施策実施後も「かわまちづくり」の活動が継続されていくように、協議会等で

地域住民や民間事業者などとの連携を継続し、「知恵」や「想い」を共有し続けるなど、関係者の意欲が持続、向上するよう工夫する必要があります。供用開始後は「かわまち大賞」に応募するなどして、地域の魅力を大いにアピールするようにしましょう。

2-2 企画構想の段階

「かわまちづくり」に取り組む基となる「地域の魅力」、「仲間」、「アイデア」を探します。

「知らなかった地域の魅力の発見」、「新しい仲間との出会い」、

「自由な夢やアイデアの発想」など、「かわまちづくり」に取り組む中でも、

特に楽しい段階であるとともに、「かわまちづくり」のテーマや方向性が決まる

非常に重要な段階でもあります。



出典：岡山旭川ミズベリングウェブサイト
(<https://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/mizbering.html>)



出典：高森町ウェブサイト
(<https://www.town.nagano-takamori.lg.jp/chosei/5/4910.html>)



出典：旭川開発建設部ウェブサイト
(<https://www.hkd.milt.go.jp/as/tisui/wkvvn800000000xuh.html>)

Point

- ☐ 既存資料を確認したり現地を歩いたりして地域の魅力を探す。
- ☐ 声をかける・話を聞くなどして、「かわまちづくり」に興味がありそうな人物を探す。
- ☐ ミズベリング〇〇会議や水辺で乾杯、勉強会などを開催し、関係者がつながるきっかけづくりを行う。
- ☐ ワークショップの開催や既存事例調査により、かわまちづくりのアイデアを考える。

計画策定までの取組例① ワークショップ等

まち歩き事例①「まちのトレジャーハンティング」

愛知県岡崎市では、平成29年2月18日(土)、19日(日)の2日間にわたり、「かわまちづくり」が進む乙川リバーフロント地区において、専門家を交えて地域住民や事業者、多様なまちの担い手候補が参加する短期集中型ワークショップ「まちのトレジャーハンティング」が開催されました。まちのトレジャーハンティングとは、「リノベーションスクール」の開催など都市・エリアの再生に取り組む(株)リノベリングが実施しているプログラムの一

つで、普段まちの人たちが気づいていない空間資源、人的資源、文化資源、歴史資源などのまちに存在する潜在的な価値のある「お宝」を、専門家とまちの人たちが一緒に探し使い方を考えることで、エリアの未来と豊かな暮らしをまちの人たちと一緒に構想し提案するというものです。トレジャーハンターとして40名がまち歩きに参加し、公開報告会には189名が参加しました。



まち歩きの様子



報告会の様子

出典：岡崎市ウェブサイト(<https://www.city.okazaki.lg.jp/300/301/p021156.html>)

まち歩き事例②「ブラアイチ」

愛知県では、名古屋地理学会、土木学会中部支部と協力し、平成29年から「ブラアイチ」と称して一般の参加者を募り、愛知県内の川のあるまち風景を専門家の解説を聴きながら楽しくめぐり、まちのストーリーを発掘・紹介

していく取組が行われています。これまで8回実施され、回によっては300人、500人を超える人数が参加しており、「かわ」と「まち」をつなぐ人気のまち歩きイベントとして定着しつつあります。



「ブラアイチ」ウェブサイトより



出典：愛知県ウェブサイト(<http://aichi-river.jp/buraaichi/>)

勉強会の開催

水辺の活用について興味や意欲のある方々が地域にいる場合は、勉強会や講演会を実施することが有効です。

特に、外部の先行事例における活動実践者の体験談は、関係者の新たな気づきになります。

愛媛県大洲市では、肱川かわまちづくり計画の申請に向け、協議会やワークショップなどを数多く開催していたものの、他河川の状態や官民連携の実態について情報が不足しており、民間による活用を具体的にどのように進めればよいかわからないという課題を持っていました。そこで、令和2年(2020年)に先進事例の一つである乙川リバーフロント地区かわまちづくり(矢作川水系乙川、愛知県岡崎市)で進められているプロジェクト「おとがワ!ンダーランド」の活動実践者をゲスト講演者として招き、勉強会を開催しました。実際のプレイヤーの生の話に、地元の関係者も大きな刺激を受けたようでした。



勉強会のチラシ



ゲスト講演の様子

計画策定までの取組例② ミズベリングの活用

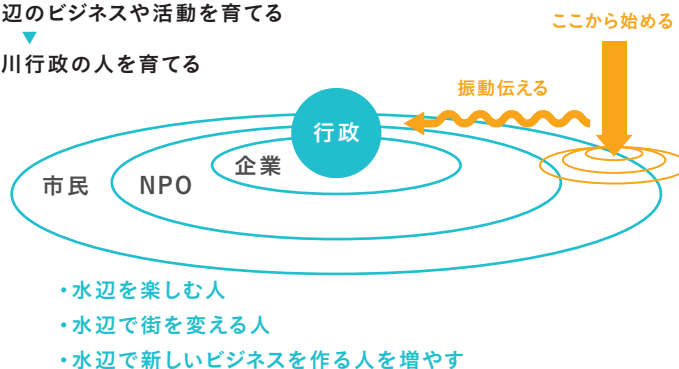
ミズベリング・プロジェクト

ミズベリング・プロジェクトは、新しい水辺の活用の可能性を切り開くための官民一体の協働プロジェクトです。ミズベリングの語源は、「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+ING(進行形)」の造語で、水辺に興味を持つ市民や企業、行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と、新しい賑わいを生み出すムーブメントが、つぎつぎと各地で起きています。

毎年7月7日の7時7分に全国各地の水辺で一斉に乾杯する「水辺で乾杯」やフォーラムを実施するとともに、全国のミズベリング活動をサポートしたり、情報発信を行ったりしています。

ミズベリングの「外から中に作戦」

水辺に新しい関心を集める
↓
水辺に新しいアイデアを育てる
↓
新しい水辺の関係を作る
↓
新しい水辺のビジネスや活動を育てる
↓
新しい河川行政の人を育てる



ミズベリング・ビジョンブックより

ミズベリング〇〇会議

新潟県新潟市で平成27年(2015年)に開催された「ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議」では約120名が参加し、更に公募で集まった企業・市民団体・イベンター・行政などのパネリストにより、「有志で連携し、企業活動を含め、水辺利用を活性化する取組を行う必要がある」ことを確認しました。

その後、参加者の有志により「ミズベリングやすらぎ堤研究会」が発足し、「令和元年度かわまち大賞」を受賞した「信濃川やすらぎ堤かわまちづくり計画」の策定を含め、やすらぎ堤で展開されている様々な活動につながっていきました。

参考1

みんなで えがこう やすらぎ堤の未来

ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議 【開催報告】

国土交通省 水辺利用政策課
信濃川下流河川事務所

平成27年1月31日、信濃川下流河川事務所では新潟市と共同で「ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議」を開催しました。萬代橋から上流のやすらぎ堤は、全国で初めて5割勾配の緩やかに整備された堤防で、堤防裏の緑地と合わせ、新潟中心市街地における水辺の憩いの場となっています。「ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議」では、信濃川がもっともっと活用されるよう、『みんなでえがこうやすらぎ堤の未来』をテーマに、約120名の方が参加され、皆さんからのアイデアや意見を交換しました。

水都大阪パートナーズよりプロデューサーの泉英明氏をお迎えし、大阪での先進事例を題材とした基調講演が行われました。その後やすらぎ堤を愛する6名のパネラーによるプレゼンテーションの後、新潟大学の岩佐明彦准教授をコーディネーターとして行政サイドを交えたパネルディスカッションを行いました。これからもっと利活用しやすくするにはどうしたら良いか、やすらぎ堤の水辺をどのようにしていきたいか、やすらぎ堤ブランドの必要性、活動する仲間を増やしつなげる仕組みについて、パネラーや会場の参加者から活発な議論が行われました。

参加者は、やすらぎ堤の魅力を再確認するとともに、やすらぎ堤の新たな活用について、様々な利用者が連携し積極的に挑戦していくことを誓いました。

■開催日時 平成27年1月31日(土) 13:30～17:30

■会場 NSTゆめホール

■主催 新潟市・国土交通省信濃川下流河川事務所

■第1部 「まなぶ」先進事例基調講演 泉 英明(水都大阪パートナーズ プロデューサー)

■第2部 「かたる」やすらぎ堤を使い、愛するパネラーによるプレゼンテーション
パネラー・行政・会場参加者で「やすらぎ堤の未来」を討論
コーディネーター 岩佐 明彦(新潟大学工学部建設学科 准教授)
パネラー 鈴木寿行、肥田野正明、小林和人、逸見寛、馬場伸行、久保田健司

■第3部 「つながる」交流会

ミズベリングは「水辺+RNG(種)」、「水辺+R(リ)ノバ(リ)ション+NG(能行形)の造語。水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクトです。

新潟市都市政策部
池田部長の開会挨拶

信濃川下流河川事務所
瀬崎所長による主旨説明

水都大阪パートナーズ
泉英明氏の先進事例基調講演

新潟大学 岩佐准教授ら
パネラーのプレゼン

パネルディスカッション
の状況

様々なアイデアが
形になりました

ミズベリング信濃川やすらぎ堤会議開催報告

出典:信濃川下流河川事務所ウェブサイト(<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinago/oshirase/design/150205/san1.pdf>)

計画策定までの取組例③ 既存事例の収集

全国のかわまちづくり計画の登録箇所

国土交通省が運営する「かわまちづくり」ウェブサイトでは、現在登録されている全国のかわまちづくり計画登録箇所について、地図やリストから選択して、計画内容を確認することができます。



地図やリストから登録事例を選択



かわまちづくりウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>



事例紹介ページ

かわまち大賞

平成30年度(2018年度)以降、全国のかわまちづくりの取組の中から、先進的で模範となる取組を「かわまち大賞」として表彰しています。令和5年度(2023年度)は、千葉県松戸市と岐阜県大垣市が選定され、国土交通大臣による表彰が行われました。

松戸市地区かわまちづくり(千葉県松戸市)

水と歴史と文化を活かした賑わいづくり

川沿いの「春雨橋親水広場」を拠点に、定期的な河川清掃を軸にしながら、市民の寄付で植樹した河津桜とともに春の訪れを楽しむ「松戸宿坂川河津桜まつり」や、水辺を守ってきた人々への感謝を伝える「松戸宿坂川献灯まつり」の実施などによって地域の活性化を実現しました。



大垣市かわまちづくり(岐阜県大垣市)

水門川を動線としたウォークアブルシティとしての賑わいの場の創出

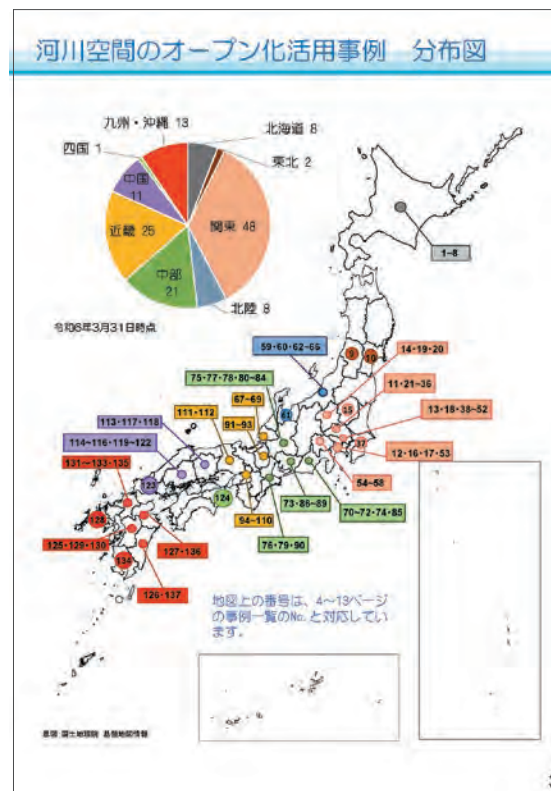
キッチンカー等の日常的な出店を可能にした「かわまちテラス」や、特産品の木枳を使った「水辺で乾杯」やモニュメントの「ブルーライトアップ」といった「水都大垣再生プロジェクト」における取組によって、水辺を活用した賑わい作りを実現しました。



河川空間のオープン化の事例

河川敷地の占用は、原則として地方公共団体など公的主体に限られていましたが、平成23年(2011年)に河川敷地占用許可準則を改正し、地域の合意を得るなど一定の要件を満たす場合には、民間事業者等も営業活動を行うことができるようになりました。このことを「河川空間のオー

ペン化」と言い、その取組が全国的に展開されています。令和6年3月時点で全国30都道府県137箇所で開催されています。それらの取組状況については、国土交通省から毎年「河川空間のオープン化活用事例集」が発行され、確認することができます。



河川空間のオープン化活用事例集(令和6年度版)

https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/pdf/jirei_kasenkukan_2408.pdf

海外の事例

海外には、想像を超えるアイデアでつくられた水辺の景色があります。これら海外の事例からは大きな刺激を得ることができます。インターネット等で積極的に収集するようにしましょう。



平日に賑わう水辺(韓国:清溪川)



橋脚部のバー(オーストラリア:ヤラ川)



2-3 計画作成の段階

「かわまちづくり計画」を実際に作成し、登録されるまでの段階です。

企画構想段階からの熟度を高める必要があることから、

基本方針や個別施策内容などについての様々な検討や関係機関との調整など、

多岐にわたる作業・プロセスが発生しますので、

検討が必要な項目などについてはあらかじめ整理した上で、作業を進めることが重要です。

検討項目	内 容
1 計画検討体制の構築	● 行政内部の連携 ● 議論や試行を重ねる
2 基本方針の検討	● 「かわ」と「まち」の将来像へのストーリーを示す ● 既存計画との整合性
3 個別施策内容の検討	● 「かわ」と「まち」のつながり ● 効果的なソフト施策 ● 利用者目線のハード施策 ● 既存ストックの有効活用
4 進め方の検討	● 推進体制の構築 ● 維持管理方法の検討 ● 財源の確保 ● 取組内容の評価

Point

- ☐ 行政内の関連部局と連携・調整しながら計画作成を進める。
- ☐ 「地域の課題などに対応した将来像を示し、それを実現するために必要な個別施策を設定」、といったストーリーがわかる基本方針を検討する。
- ☐ 個別施策内容は「かわ」と「まち」のつながりを意識し、効果的なソフト施策・利用者目線のハード施策を実施する。
- ☐ 実際の活動に資する推進体制を構築する。
- ☐ 維持管理が継続されるよう、コスト縮減や民間活力について検討する。
- ☐ 補助金や助成金、民間事業者との協力、クラウドファンディングなど財源確保について検討する。
- ☐ 評価指標や目標値を設定し、取組内容の評価手法を確立する。

1 計画検討体制の構築

地域の合意形成を図るまでのプロセスの事例

かわまちづくりの熟度を高めるにつれ、公平性の確保や地域の合意といった事項について、総合的に連絡・調整する役割を担う体制が必要となります。多くのかわまちづくりにおいて、「協議会」や「検討会」といった協議の場を設け、地域の合意形成を図っています。協議会の構成は、市町村が事務局、自治会など地域住民や商店街など民間事業者、まちづくりや河川の専門知識を有する有識者、河川管理者などからなる事例が多くみられます。

また、複数の地区が分散している、テーマが複数にわたるなどしている場合は、検討部会やワーキングなど少人数の実務者などで議論を積み上げる方法もとられています。

地域の状況に応じて、協議会以外にも部会を設置するなど、円滑に検討が進むよう工夫してください。



石巻地区かわまちづくり

(旧北上川かわまちづくり計画、北上川水系旧北上川、宮城県石巻市)の検討経緯

出典:「北上川下流河川事務所」ウェブサイト(<http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/kawamachi.html>)

2 基本方針の検討

「かわまちづくり計画」では、「水辺とまちづくりに関する基本方針（以下、基本方針）」を定める必要があります。

1. 地域における課題、必要性
2. 市町村の地域計画や沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ
3. 地域活性化や賑わいあるまちづくりに対する市町村や民間の考え方
4. 地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標 等

地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標

設定にあたっては、「課題、必要性、目的、取組内容、対象範囲」等を考慮しながら、有効な評価指標と目標値を設定してください。

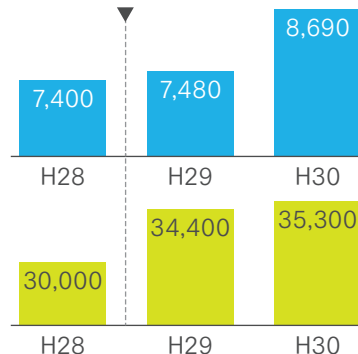
取組内容に応じた評価指標と関連データの例

取組内容例	評価項目・評価指標例		データソース
多目的広場の整備	川で遊ぶ人の数	市民の日常的来訪者数	河川水辺の国勢調査(河川管理者)
舟運事業	観光客数	利用者数(直接的)	乗船者数(舟運事業者)
		観光客数(間接的)	市町村の観光入込客数(地元公共団体)
			関連施設入場者数(施設管理者)
新規イベントの立ち上げ	イベント開催状況	イベント参加者数	現場でのカウント数(主催者等)
			流動人口メッシュ(RESAS)
		イベント開催回数	届け出資料(河川管理者)
			主催者資料(イベント主催者)
		イベント開催日数	届け出資料(河川管理者)
			主催者資料(イベント主催者)
周辺の再開発	川沿いの地区人口	沿川地区の定住人口	地区別人口(地元公共団体)
			国勢調査メッシュ人口(RESAS)
	周辺価値	河川沿い地区の地価	路線価(国税庁)

信濃川やすらぎ堤かわまちづくり(新潟県新潟市)では、来場者数及び売上を指標として、毎年の評価を実施しています。



民間のアウトドアメーカー参入

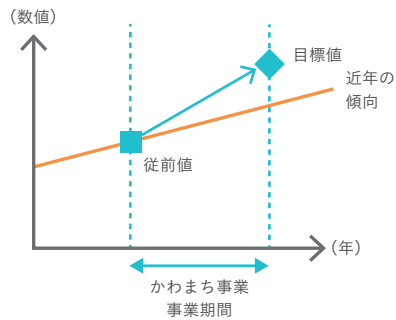


信濃川やすらぎ堤かわまちづくりの評価指標
(上:売上(万円)、下:来場者数)

目標値は、定めた指標について過去の平均的な傾向を踏まえ、過小・過大にならない値を設定してください。

■パターンⅠ

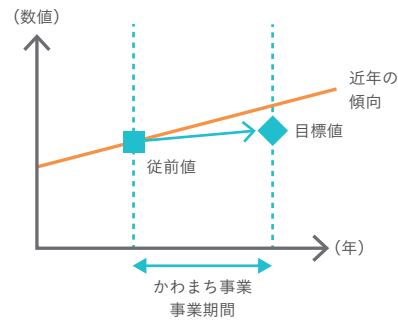
- ・近年の傾向が横ばい・増加基調にある指標 (+)
- ・かわまちづくりの推進によりさらに増加を目指す (+)
- ex. 施設利用者数、年間商品販売額 等



▶ 近年の傾向よりも高い目標値を設定することが望ましい

■パターンⅡ

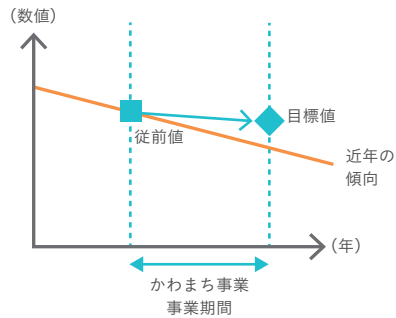
- ・近年の傾向が横ばい・増加基調にある指標 (+)
- ・かわまちづくりの推進により減少を目指す (-)
- ex. 犯罪発生件数の抑制 等



▶ 近年の傾向よりも低い目標値を設定することが望ましい

■パターンⅢ

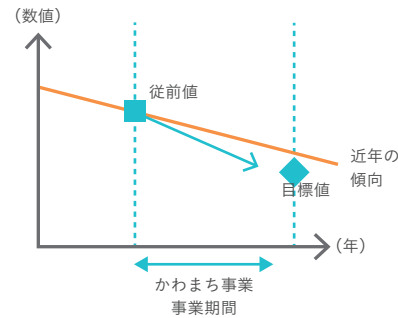
- ・近年の傾向が減少基調にある指標 (-)
- ・かわまちづくりの推進により減少の改善を目指す (+)
- ex. 人口減少の抑制 等



▶ 近年の傾向よりも高い目標値を設定することが望ましい

■パターンⅣ

- ・近年の傾向が減少基調にある指標 (-)
- ・かわまちづくりの推進によりさらに減少を目指す (-)
- ex. 交通事故発生件数 等



▶ 近年の傾向よりも低い目標値を設定することが望ましい

目標値の設定の考え方

出典：都市再生整備計画事業 評価の手引き (https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000036.html) に一部加筆

こどもが安全に自然環境に触れられる良好な河川空間を創出することもできるように、令和6年度(2024年度)から新規登録するかわまちづくり計画に、安全な河川利用に向けた取組、生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組を新たに定めることとしました。

安全な河川利用に向けた取組

河川利用者の安全確保に向けて行う、安全面での指導や安全確保を行う体制について以下のようなことが想定されます。

記載例

河川利用者の安全確保に向けて、以下のいずれかのような者が、運営組織のメンバーに参画し、安全面での指導及び安全確保を行う体制を確保している。

- 1 水辺の体験活動に関する指導者(川に学ぶ体験活動協議会川の指導者認定者 等)
- 2 急流河川の救助者として認定を受けた者(RESCUE3国際認定者 等)
- 3 水難救助に関する資格を有する者(日本赤十字社水上安全法救助員資格 等)

川の水深が深く植生が繁茂して見通しが悪いなど、水辺の体験活動を想定していない箇所に隣接する通路では、水際への立ち入り、転落等を防止するための措置を講じる。



川に学ぶ体験活動協議会(RAC)の講習

生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組

河川管理施設の整備と一体となっていく、生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組が可能となりました。

記載例

〇〇川では、希少な動植物の生息の場となっている湧水ワンドの減少が課題となっているため、〇〇エリアの親水護岸の整備にあたっては、湧水ワンドの保全・創出を図るとともに、身近に河川の自然観察を行える空間として利用促進を図る。

整備イメージ（水辺の楽校）



好事例のイメージ

多自然川づくり

「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいいます。

「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となっています。

かわまちづくりにおいて河川管理施設の整備等行う際は、多自然川づくりの考え方に則り整備を行ってください。

記載例

護岸については、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを十分踏まえた上で、必要最小限の設置区間とし、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出を図る適切な工法とする。



好事例のイメージ

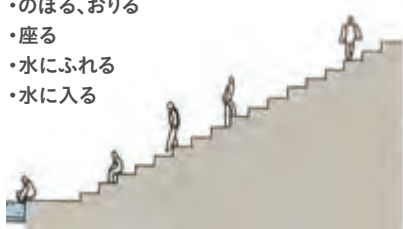
3 個別施策内容の検討

利用者目線のハード施策

① 利用者の動作特性

河川空間の利用者が無理のない動作で使用でき、デザイン・使い勝手もよく、誰もが利用したくなるようなハード施策となることが重要です。施設によってどのような動作が想定されるか把握することも有効です。例えば、階段護岸と緩傾斜護岸では人の動作も異なります。

- ・縦断方向に歩く
- ・のぼる、おりる
- ・座る
- ・水にふれる
- ・水に入る

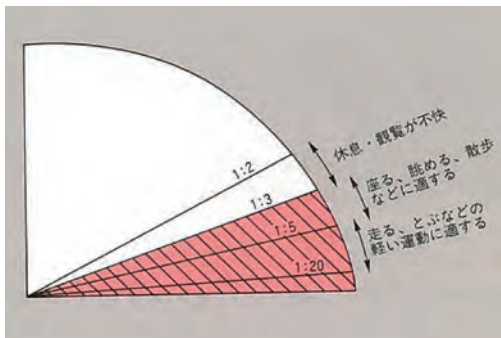


- ・歩く
- ・のぼる、おりる
- ・座る
- ・ねる
- ・水にふれる
- ・水に入る



階段護岸(左)と緩傾斜護岸(右)での動作特性の違い※

また、既往知見では、軽いスポーツや遊戯に利用でき、座る、散歩などに適する勾配の上限値はおおむね1:3とされています。



法面勾配と人の行動の目安※

※出典：川の親水プランとデザイン(財団法人リバーフロント整備センター)



北方町かわまちづくり
(木曽川水系系貫川、岐阜県北方町)

② バリアフリー・ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者等に配慮した施設の工夫も必要です。平成20年(2008年)に閣議決定された「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」では、「河川・海岸における水辺にアプローチしやすいスロープ、緩傾斜堤防等の親水空間の整備」を推進していくことが具体的な施策として定められています。また、例えばスロープの設置や勾配について、地方公共団体の条例で定められている場合もありますので、計画や設計の際に留意してください。

既存ストックの有効活用

新たに整備することなく、既存ストックを有効に活用できる可能性があります。静岡県沼津市の「かのがわ風のテラス(狩野川水系狩野川)」では、整備された親水護岸を活用し、水辺空間の雰囲気を楽しめ、緩やかな時間を過ごせるようにしたことにより、にぎわいと憩いの場を創出しています。



かのがわ風のテラスでの利活用の様子

出典:ミズベリングかのがわSNS(<https://www.facebook.com/158075134608066/photos/pcb.852932671788972/852931021789137/?type=3&theater>)

Column

市町村や民間事業者における河川区域における施設整備の工夫

飲食の提供を行うには電気や給排水設備が欠かせません。また、長時間のイベントや散策など日常利用の際には安心して使えるきれいなトイレがあると大変便利です。夜の散策・ジョギングには沿川に照明があると大変安心です。

河川空間は洪水を安全に流すという治水面の機能確保するため、これらの施設が比較的整備されにくかったという経緯があります。しかし、場所や条件が揃えば、工夫次第で占用整備できる可能性があります。

①常設トイレ

堤防定規断面を侵さぬよう側帯部分に設置したり、河川敷に設置する場合には建物を楕円形にして流れに対して抵抗が少ないデザインにしたりするなどの工夫をしている事例があります。



②照明施設

太陽光パネルを装着することで配電のための管類の施工を回避したり、支柱部を地中に収納する方式とすることで、増水時の流下阻害を回避する工夫を行っています。



③商業施設

建物の基礎が定規断面を侵さないように、堤防の側帯盛土箇所商業施設を整備している例があります。



かわまちてらす 関上

出典:かわまちてらす関上ホームページ(<https://kawamachi-terasu.jp/>)

4 進め方の検討

推進体制の構築

計画作成段階で、実際にどのように「かわまちづくり」を進めていくか、推進体制を検討します。

かわまちづくりの運営パターン

かわまちづくりの運営は、河川空間の占有や民間事業者との連携の有無により、主に表の4パターンに分類されます。関係主体、河川の利活用方法、周辺エリアの連携可能性などについて想定し、運営の仕組みを関係者間でよく議論してください。

分類	模式図	概要	イメージ
①市町村占有型		市町村が河川敷地を占有し、地域住民による日常活用やイベント等の一時的活用を実施。市町村が事務局の協議会が占有している場合もある。	 長井地区かわまちづくり
②市町村占有・民間連携型		市町村が河川敷地を占有し、占有区域内で民間事業者が事業や施設運営、エリアマネジメントを実施。市町村が事務局の協議会が占有している場合もある。	 信濃川やすらぎ堤かわまちづくり
③民間占有型		民間事業者が河川敷地を占有し、事業や施設運営、エリアマネジメントを実施。	 大阪市かわまちづくり（道頓堀川）
④沿川施設一体活用型		河川に隣接する施設（公園や建築物など）の所有者・管理者が河川空間との一体的活用を実施。施設が河川区域を使用するなどして占有する場合もあるが、管理エリアが完全に区分され占有が不要な場合もある。	 盛岡地区かわまちづくり（木伏緑地）

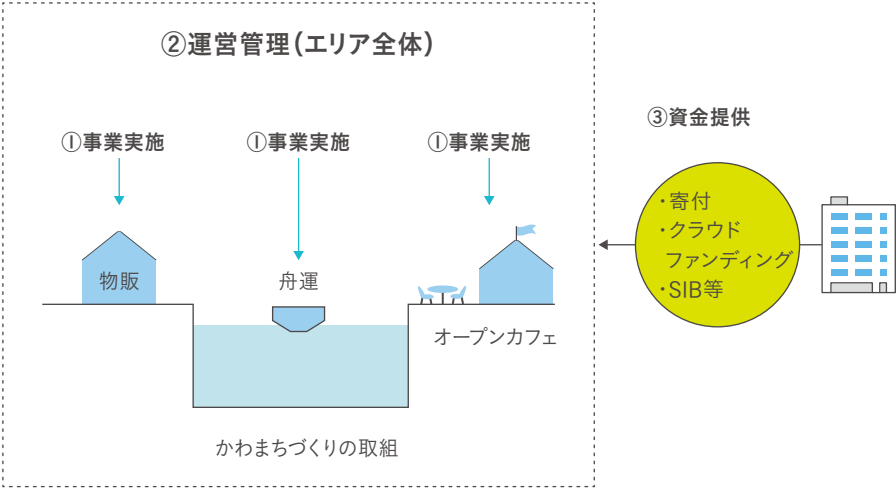
かわまちづくりの運営パターン

民間事業者との連携

民間事業者の関わり方

河川空間のオープン化が始まって以来、民間事業者が河川空間で営利活用を実施し、その収益を運営や維持管理に還元しようとする取組が増えてしています。これまでの事例から、民間事業者の関わり方は、主に表のとおり4つのタイプにまとめられます。近年の世界的な環境意識の高まりや国内の地方部の衰退などを背景に、今後はかわまちづくりに対する民間事業者の資金提供（投資）の動きも活発になると考えられます。

関わり方	概要
①事業実施	民間事業者自らが、河川区域を活用してカフェ、BBQ、イベント、舟運、SUP・カヌーなど、店舗運営やサービス提供により収益事業を行う。飲食店やアウトドアショップなど、河川の活用やビジネスに関する民間事業者のノウハウを活かすことができる。
②運営管理	河川区域を活用したサービス提供者の拠点となる施設や活動エリア一帯の運営管理を行う。事業者単独で実施する場合と複数の事業者による実行委員会形式で実施する場合がある。前者の場合は公平性の観点から公募の手法を用いて選定する場合が多い。後者の場合は協議会等で地域合意やメンバー間の意識共有をはかる必要がある。
③資金提供	かわまちづくりの取組主旨に賛同し、主に資金を提供することで活動を支援する。現状では寄付やクラウドファンディングなどの形で支援することが多い。近年のSDGs等社会における環境意識の高まりを背景に、企業によるESG（Environment（環境）・Social（社会）・Governance（企業統治））投資も盛んになっているため、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）などの仕組みが整っていけば、今後「かわまちづくり」に対する積極的な資金提供も期待できる。
④その他連携	上記以外に、清掃活動や自社敷地解放によるイベント参加など、CSRや地域貢献の観点で連携する。

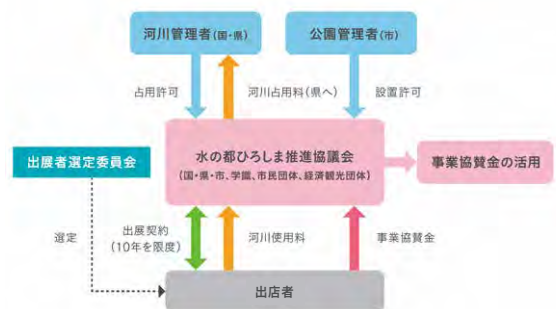


① 事業実施タイプ：カフェ、川床

民間事業者は、カフェなどの収益事業を実施する一事業者として参加します。全体の運営マネジメントは、地方公共団体や、地方公共団体が事務局となった協議会などの会議体が担う場合が多いです。大阪の北浜テラスの事例では、カフェやビルのオーナーの民間事業者が中心となって協議会を運営しています。



水辺のオープンカフェ（広島県広島市、京橋川）



北浜テラス（大阪府大阪市、土佐堀川）



箕面川床（大阪府箕面市、箕面川）

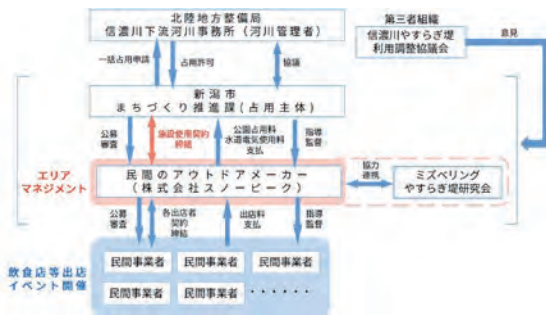


② 運営管理タイプ：施設管理、エリアマネジメント

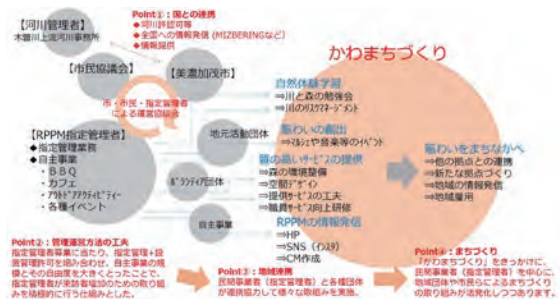
収益事業等のサービス提供を行っている河川区域の拠点施設やエリア一帯の運営管理を民間事業者が担う場合です。運営パターンで見たとおり、河川区域を地方公共団体が占用し民間事業者が契約している場合、民間事業者が直接占用している場合、河川区域の隣接地を活用し占用を伴わない場合があります。



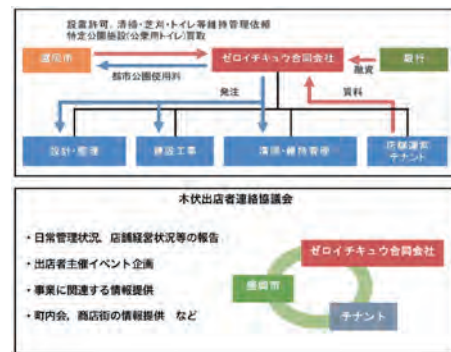
信濃川やすらぎ堤(新潟県新潟市、信濃川)



リバーポートパーク美濃加茂(岐阜県美濃加茂市、木曽川)



木伏緑地(岩手県盛岡市、北上川)



取組の多様化

カフェやバーベキューのみならず、サイクリングやドローン、防災といった今日的なテーマや新技術を背景とした活用方法が増えています。また、拠点施設や道の駅、住宅地など、河川区域だけでなく隣接する公共空間や周辺エリアと一体的に活用することで、周辺エリアの価値向上を図る取組も増えています。



サイクリングコース
(美瑛川地区かわまちづくり)



ドローン広場
(那賀川かわまちづくり)



防災拠点との連携(MIZBEステーション)
(二ツ井きみまち地区かわまちづくり)



河川区域に道の駅を整備
(刈谷田川かわまちづくり)



堤防沿い拠点施設を整備
(関上地区かわまちづくり)



隣接する都市公園や住宅団地と一体的に整備
(恵庭市かわまちづくり)

維持管理方法の検討

日常的な維持管理の工夫

ここでは、草刈りでのヤギの活用や草刈りをイベント化するなどの工夫、またゴミを集計して見える化し発信するなどの工夫について紹介します。

① 草刈りの工夫

除草にヤギを用いる例が増えています。河川に限らず着目され、除草用のヤギレンタルサービスが複数存在します。一般的なメリットとして「エコである」「騒音がない」などが挙げられ、デメリットとして「飼育の手間」「フェンス・小屋など環境整備費用がかかる」などが挙げられます。河川で複数の報告があり、除草効果がありコスト削減効果が大きいことは共通しています。また、癒し効果とそれによる地域への広報効果が認められることも共通しています。なお、河川特有の課題として、洪水時の避難場所の確保を挙げている例がありました。

出典：木津川上流河川事務所ウェブサイト (<https://www.kkr.mlit.go.jp/kizuiyo/download.php?type=info&id=501&file=1&step=download>)



② 草刈りのイベント化「草刈りオリンピック」

河川区域ではありませんが、岡山県美作（みまさか）市では、耕作放棄地で草刈りの速さや技術を競う「作州草刈りオリンピック大会」を開いています。楽しみながら放棄地の管理を進めようと、地元有志らと共同で大会の開催を企画しています。競技は2人1組で100平方メートルの雑草を30分以内に刈り取るルールで、審査員が草刈りの面積や正確性などを採点しています。令和元年（2019年）まで6回実施され、毎年100名程度の参加があります。市内のみならず、東京、大阪、海外出身者などの参加もあるということです。

出典：作州草刈りオリンピックSNS (<https://www.facebook.com/mimasakacity.kanko/photos/a.289327461101856/1547062101995046/?type=3&theater>)



③ 河川ゴミの見える化などの工夫

NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラムは、活動報告として参加人数や回収したゴミの種類をグラフ化するなどしてビジュアルに示すとともに、企業・団体向けにCSRプログラムを開発・提供するなど様々な取組を実施しています。また、全国の河川・湖沼・海洋環境の保全に取り組む団体・個人等が連携する任意団体の全国川ゴミネットワークでは、『『水辺のごみ見つけ!』全国水辺のごみ調査』を行い結果を報告したり、『川ゴミサミット』を開催し情報・意見交換するなどの活動を行っています。



荒川クリーン・エイドによる回収ゴミの推移

出典：荒川クリーンエイド・フォーラムウェブサイト (<https://cleanaid.jp/>)

2019年 水辺のごみ見つけ! 調査結果

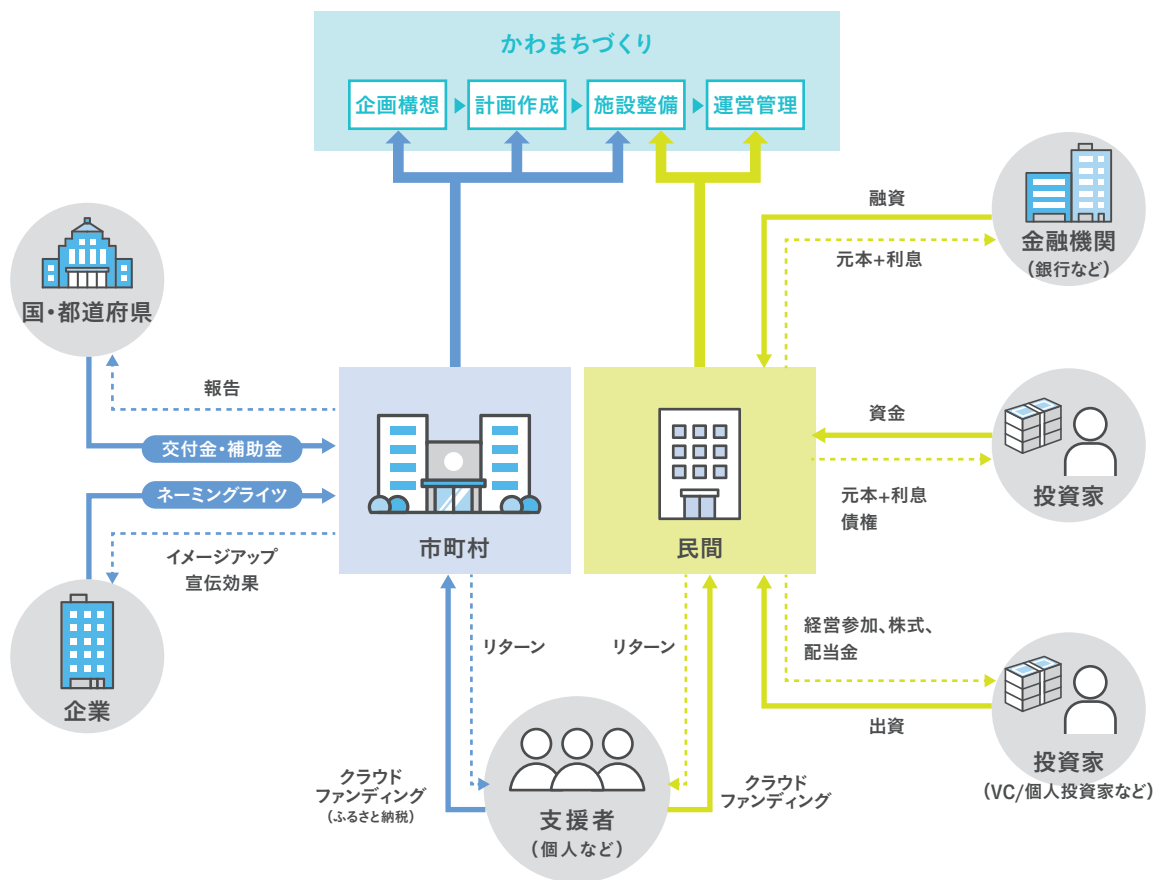


全国川ゴミネットワークによる調査結果

出典：全国川ゴミネットワーク (<https://kawagomi.jp/>)

財源の確保

かわまちづくりを持続的に推進するには、各主体が資金を確保する必要があります。
各主体に応じて様々な財源確保・資金調達の方法があります。



財源確保の手法イメージ

市町村が自ら予算化する以外の財源確保手法として、
①国・都道府県、②民間団体、③支援者(個人・民間)の3つのパターンがあります。

① 国・都道府県からの財源：交付金、補助金・助成金

社会資本整備総合交付金などの国による交付金や、都道府県の補助金・助成金が考えられます。

国による市町村向け支援策の例

名称	概要	実施機関	補助率	対象事業
社会資本整備 総合交付金	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援する。	国土交通省	1/2等	○基幹事業： 道路、港湾、河川、砂防、下水道、海岸、都市公園、市街地、住宅、住環境整備 等 ○効果促進事業 基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
	【統合河川環境整備事業】 良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組と一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業。	国土交通省 都道府県	1/3等	・指定区間内の一級河川及び二級河川において、地域と一体となった「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業 ・一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される水質浄化、魚道の整備、自然環境の保全・復元、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業 等
	【都市再生整備計画事業】 市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。	国土交通省	2/5等	・公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅施設の整備に関する事業 等
官民連携による 地域活性化のための 基盤整備 推進支援事業	官民が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を図るため、地方公共団体が行う事業化検討に対して支援する。	国土交通省 国土政策局	1/2	・民間事業活動と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備の事業化に向けた検討経費（施設整備の内容に関する調査/施設の整備・運営手法に関する調査）

名称	概要	実施機関	補助率	対象事業
新しい地方経済・生活環境創生交付金	地方公共団体の自主性と創意工夫を活かし、地域の多様な主体(産官学金労言など)の参画を通じて、地域独自の取り組みを支援する交付金制度。農林水産業・観光産業の高付加価値化、日常生活サービスの維持向上、デジタル技術を活用した地域課題解決などを支援。	内閣府 地方創生 推進事務局	1/2等	・第2世代交付金:地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組 ・デジタル実装型:デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組) ・地域防災緊急整備型(地方公共団体の先進的な防災の取組 ・地域産業構造インフラ整備推進型:半導体等の戦略分野における国家プロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備
農山漁村地域整備交付金	農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備推進や、地震・津波や集中豪雨等の頻繁化・激甚化に対応した防災・減災対策推進を支援する。	農林水産省 農村振興局	1/2等	○基幹事業 農業農村基盤整備事業/森林基盤整備事業/水産基盤整備事業/海岸保全施設整備事業 ○効果促進事業
都市構造再編集支援事業	コンパクトシティを強力に推進するため、「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者が行う一定の期間内の都市・居住機能の誘導・整備や公共公益施設の整備、防災力強化の取組等に対し、国により総合的・集中的に支援する。	国土交通省 都市局	1/2等	市町村が作成する都市再生整備計画に基づき実施される誘導施設、公共公益施設の整備、防災力強化の取組 等

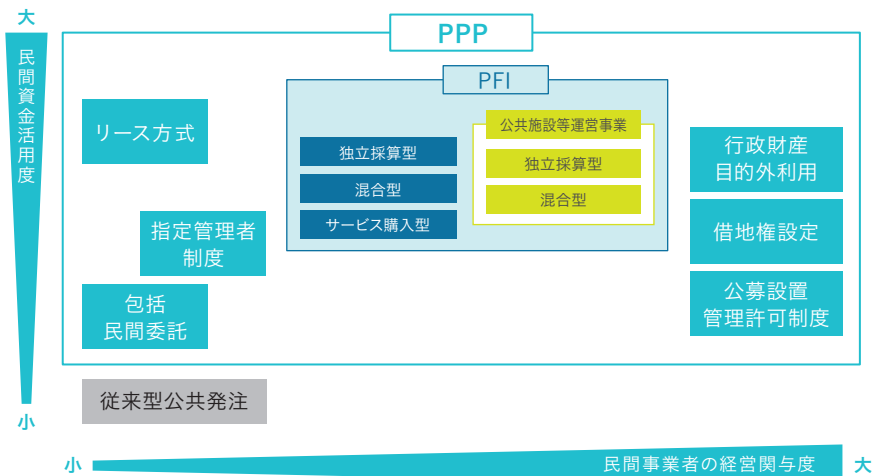
② 民間団体からの財源：PFI、SIB、CSR、ネーミングライツ

PFI (Private-Finance-Initiative)

■ 概要 官民連携 (PPP: Public-Private-Partnership) の一形態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施する。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法)」により事業の枠組みが設けられている。

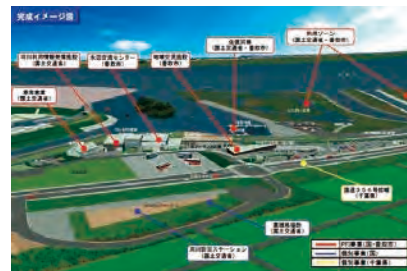
官民の運営分担の比重や関係性から様々な形態で実施されている (下図)。



PPP/PFI事業のイメージ

出典：PFI事業の概要 (https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/aboutpfi/pdf/pfijigyau_gaiyou.pdf)

■ 事例 佐原地区かわまちづくり (千葉県香取市) の交流拠点として利用されている「水の郷さわら」は、「道の駅」と「川の駅」が一体となった施設で、同施設を含む一連の施設は国の河川事業で初めてPFI手法にて整備したものである (佐原広域交流拠点PFI事業)。民間事業者が施設の維持管理や運営を約15年間自己資本で負担し、施設の維持管理・運営、建設などにかかったPFI事業全体の費用を国や香取市が分割で支払う契約になっている。



左：佐原地区かわまちづくり (利根川水系利根川・小野川、千葉県香取市)

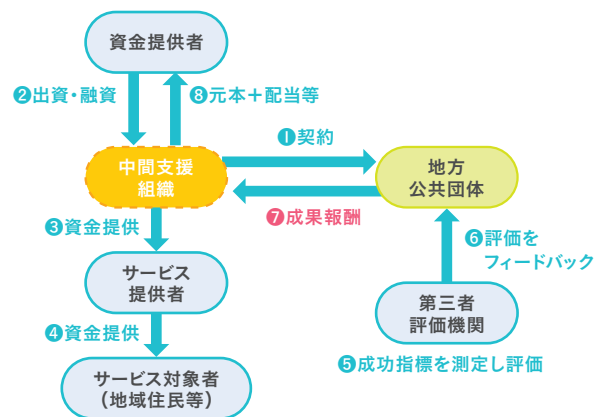
右：佐原広域交流拠点PFI事業の全体図

出典：利根川下流河川事務所ウェブサイト (<https://www.ktr.mlit.go.jp/tonage/tonage00039.html>)

SIB (Social-Impact-Bonds)

■ 概要 ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)とは、存在する社会課題のうち、従来の公の事業では解決が難しかった領域のものについて民間事業者に解決手法の選定を委ね、また併せて民間の資金を用いて解決を図ろうとする手法である。

公共は民間事業者が実施・提供したサービスが生み出す成果(社会課題の解決度合い)を客観的な指標に基づき評価し、その水準に応じた支払いを行うことを特徴とする。

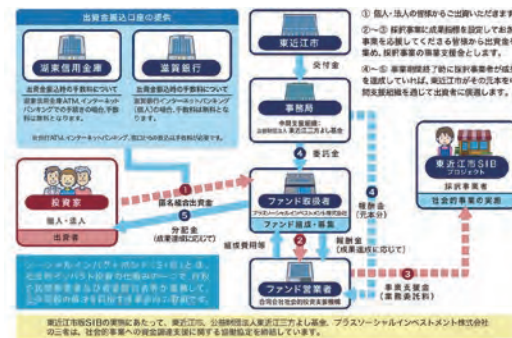


SIBの一般的なスキーム

出典：【地方公共団体等向け】まちづくり分野へのソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入に係る手引き (<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001632115.pdf>)

■ 事例 滋賀県東近江市では、国や市の行政、公益財団法人東近江三方よし基金、湖東信用金庫及びプラスソーシャルインベストメント株式会社の協定のもと、東近江市版SIBという仕組みをつくり、社会的投資と行政補助金改革を組合せ地域課題の解決にむけた事業を実施している。

事業者の計画に成果目標を設定し、その成果の評価について専門家と行政、そして三方よし基金が連携して実施している。従来の行政からの補助金システムではなく、事業を応援する出資者から資金提供を受け、事業期間終了時に成果があれば、行政がその元本を出資者に償還しようとするものである。

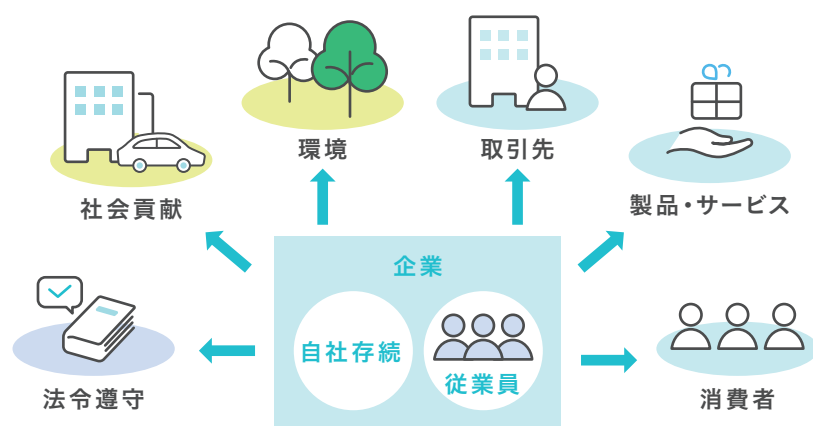


東近江市版SIBの仕組み

出典：東近江三方よし基金ウェブサイト (<https://3poyoshi.com/page-investment/>)

CSR(Corporate Social Responsibility)

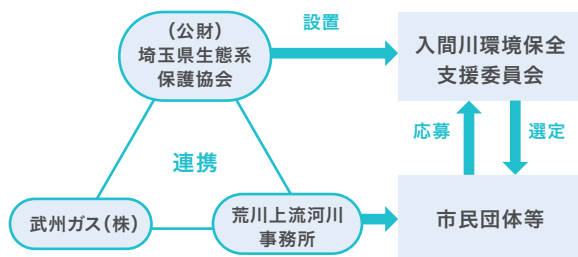
- **概要** 「企業の社会的責任」とされる。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方を指す言葉。近年はまちづくりに積極的に参加したり、そのような市民活動に資金援助を行ったりする企業も増えている。



PPP/PFI事業のイメージ

- **事例** 荒川水系入間川では、地域の企業である武州ガス株式会社と、河川管理者の国土交通省荒川上流河川事務所、公益財団法人の埼玉県生態系保護協会が主体となり、入間川流域で環境保全活動を行っている市民団体等を支援するために活動助成を実施する「武州・入間川プロジェクト」という事業が行われている。支援内容は助成金（最大20万円）の他、必要により当該河川に関する情報提供、専門家、講師の派遣などがある。

武州・入間川プロジェクト



各主体からの支援内容は以下の通りです。

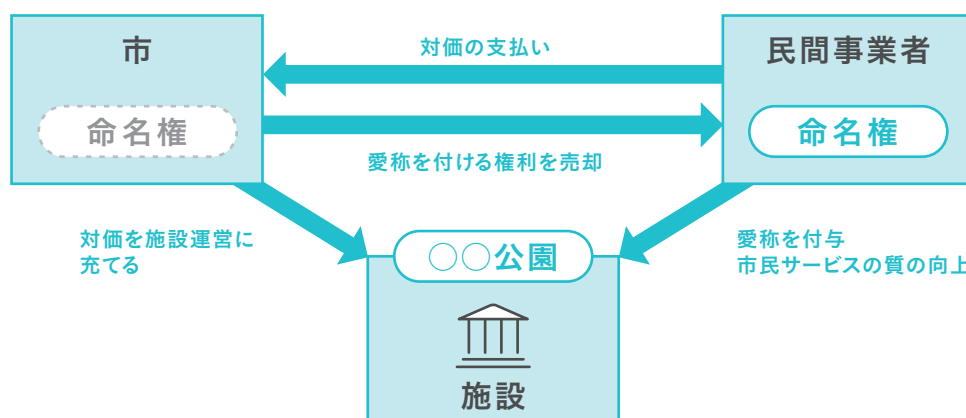
- 【武州ガス株式会社】
活動資金の提供（活動助成）等
- 【荒川上流河川事務所】
活動フィールドの提供、河川に関する講師の派遣・情報の提供、調査の共同実施
- 【公益財団法人埼玉県生態系保護協会】
市民団体等への指導・助言、専門家の派遣等

武州・入間川プロジェクトの概要

出典：利根川下流河川事務所ウェブサイト (<https://www.ktr.mlit.go.jp/tonage/tonage00039.html>)

ネーミングライツ(Naming Rights)

- **概要** 施設命名権のことで、地方公共団体と民間団体等との契約により、公共施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法。ネーミングライツにより地方公共団体が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に役立てることになる。



ネーミングライツのイメージ

- **事例** 宮城県では、河川管理施設(ダム)のネーミングライツを、原則3年以上、年間30万円以上の条件で募集している。スポンサーへの特典としては、ダム堤体や案内看板、ウェブサイトによる愛称の表示や年4回以内の独占使用となっている。令和6年(2024年)2月現在、2つのダムについてスポンサー企業が決定している。

大倉ダム (愛称：仙台環境開発大倉ダム)

仙台環境開発大倉ダム



ダム展望台看板



ダム堤体看板



長沼ダム (愛称：パシフィックコンサルタンツ長沼ダム)

ダム水門看板



周辺道路案内看板



長沼フートピア公園



宮城県の河川管理施設(ダム)のネーミングライツ

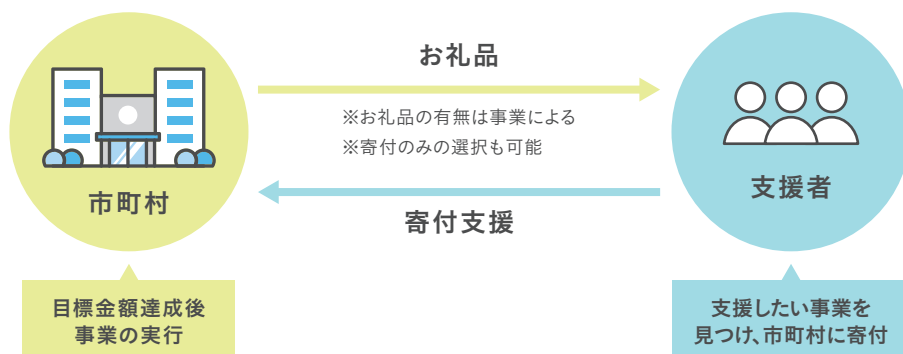
出典：宮城県ウェブサイト (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/su-naming-rights-boshuu.html>)

③ 支援者（個人・団体）からの財源：（ふるさと納税型）クラウドファンディング

クラウドファンディング (Crowdfunding)

■ 概要 不特定多数の人がインターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す。河川を舞台としてイベント開催や洪水ゴミの撤去などの資金確保のためにクラウドファンディングが利用される例があったが、さらに、「ふるさと納税」の仕組みを利用したクラウドファンディングの取組もみられるようになってきた。

クラウドファンディングは、行うこと自体が広報にもなり、かわまちづくりの分野でも今後の有効な活用方策として現在注目されている。



■ 事例 大垣市かわまちづくり(岐阜県大垣市)では、高水敷上に店舗スペースやテラス席を設ける「かわまちテラス」というイベントの実現のため、クラウドファンディングを活用し、達成率160%の資金を調達した。



大垣市かわまちづくりのクラウドファンディング募集サイト



社会実験の活用

社会実験とは

社会実験とは一般に、新たな制度や技術などの施策を導入する際、場所と期間を限定して試行することで有効性の検証や問題の把握を行い、その施策の本格導入を判断する材料とします。

河川分野では、平成16年(2004年)に河川敷地占用許可準則の特例措置として一部の河川について営業活動を行う民間事業者等の利用を可能としたことが始まりで、この特例措置のことを「社会実験」と呼んでいました。なお、この特例措置は、平成23年(2011年)に同準則が一部改正され「河川空間のオープン化」として一般化されました。この手引きでは、「社会実験」は、上記の特例措置としてではなく本来の一般的な意味として使用しています。

小さく始めて育てる

河川空間を活用したい主体にとって、社会実験は場所や期間を限定することで小さく始めることができるため、準備期間を短くしたり安価に実施したりできるというメリットがあります。河川管理者にとっても、一時占用許可など、通常の占用手続きよりも柔軟な対応で実現ができます。

しかし、イベント的に実施することでイベント自体が目的化し、十分な成果が得られない事例もあります。あくまでも実験の先の恒久的な本格実施がゴールであることを認識し、「目的を明確にする」「関係者間で課題意識を共有する」「指標を設定し事前事後の検証を行う」ということを意識して実施してください。

社会実験の事例

川床	北浜テラス	期間	平成20年～23年(2008年～2011年)
水系・河川	淀川水系土佐堀川	都市	大阪府大阪市
内容	河川管理用通路に張り出した川床の設置		

「北浜テラス」は土佐堀川左岸沿いに位置する地先利用型のオープンカフェです。平成19年(2007年)、「水辺空間にテラスを出せたら絶対に気持ちいい」と3つのNPOが意気投合し、ビルオーナーらに提案し、賛同したビルオーナーが模擬実験を実施しました。翌年には水都大阪2009実行委員会の支援もあり、河川敷地に仮設式の川床で1カ月だけの社会実験としてスタートし、期間中2,000名以上の人々が訪れ好評を博しました。平成21年(2009年)には再度社会実験を行いながら地域活性化を目指した準備を進め、北浜水辺協議会を設立。同年8月からは水都大阪2009のプログラムの1つとして実施されました。社会実験を終え平成24年(2012年)からは本格運用に転じ、参加店舗も増加しつづき、2019年12月現在では13店舗が出店しています。



北浜テラス

川床	おとがワ!ンダーランド	期間	平成28年～令和2年(2016年～2020年)
水系・河川	矢作川水系乙川	都市	愛知県岡崎市
内容	河川区域の利活用可能性検証及び利活用ルール・仕組みの構築		

平成27年(2015年)の「かわまちづくり」支援制度への登録や河川敷地占用許可準則における都市・地域再生等利用区域を契機に、水辺活用や周辺のまちづくりへの取組がはじめられ、平成28年(2016年)からは「おとがワ!ンダーランド」と標した社会実験が開始されています。この社会実験は河川敷の使いこなしや日常的な活用促進を目的としています。全体的なマネジメントを地域のNPOに任せ、期間中にプログラムを実施する団体を複数公募し、様々な事業を行いました。



おとがワ!ンダーランド2016

川床	淀川アーバンキャンプ	期間	平成27年～令和元年(2015年～2019年)
水系・河川	淀川水系淀川	都市	大阪府大阪市
内容	河川空間における民間活力の導入による地域活性化		

淀川河川事務所と大阪商工会議所が連携し、平成27年(2015年)から淀川に持続可能な水辺のまちづくりの仕組みを導入するための社会実験を実施しています。手ぶらBBQやカヌー体験、子ども自然学校など様々な取組がなされています。

平成29年(2017年)までの3年間は個々の出店希望者を募集していましたが、平成30年(2018年)、令和元年(2019年)はトータルコーディネーターを募集するなど自主的な運営にステップアップしました。大規模な河川では、比較的集客力のあるイベントとの組合せや連携を考える必要があります。



淀川アーバンキャンプ2019

出典：淀川アーバンキャンプSNSページ
(<https://www.facebook.com/YodogawaUC/>)

川床	River vol.0 Sakuragawa night party	期間	平成29年(2017年)
水系・河川	那珂川水系桜川	都市	茨城県水戸市
内容	民間事業者による河川空間の活用可能性の検証と課題把握		

平成29年(2017年)7月、水辺の魅力を向上させ、地域の方々が、日常的に憩いの場として桜川の河川敷を利用することを目的として、民間事業者と水戸市、常陸河川国道事務所が共同して、2日間限定で桜川河川敷にオープンカフェを開催する社会実験を実施しました。

音楽が流れる中、飲食を提供し延べ約1,300人の来場者がありました。普段は真っ暗な河川敷におしゃれな飲食空間が出現し、水辺の可能性を評価する声が多く聞かれました。



River vol.0 Sakuragawa night party

川床	川床とオープンデッキ	期間	令和元年(2019年)
水系・河川	肱川水系肱川	都市	愛媛県大洲市
内容	構造物設置による河川区域の利活用検証		

肱川では、「かわ」と「まち」をつなぎ、大洲の発展を支えたかわみなどを復活させ、人が集い、自然と文化・歴史にふれあえる水辺空間の創出を目指す「かわまちづくり」に取り組んでいます。

令和元年(2019年)には、隣接する旧市街地で古民家や町家の空家活用による賑わい復活を目指すイベント「城下のMACHIBITO」に合わせて、仮設の単管パイプ等で川床とオープンデッキを設置する社会実験を行い、利用者や民間事業者が水辺活用の可能性を感じるきっかけとなりました。



肱川に仮設で設置した川床(左)とオープンデッキ(右)

川床	長門湯本みらいプロジェクト	期間	令和元年(2019年)
水系・河川	深川川水系深川川	都市	山口県長門市
内容	構造物設置による河川区域の利活用検証		

山口県長門市の長門湯本温泉では平成29年(2017年)から、将来の温泉街を体感する社会実験「長門湯本みらいプロジェクト」に取り組み、その一環として河川空間の活用方法の実験として、音信川、大寧寺川に川床を設置し運営方法を検証しています。

関連イベント「おとずれリバーフェスタ」では飲食物を持って川床を訪れる人も多く、音信川のせせらぎを間近で聞きながら、癒しの時間を過ごしました。



長門湯本みらいプロジェクトで設置された川床と利用者の様子

出典：長門市ウェブサイト

(<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/wadairoot/wadai/20170918yumoto.html>)

「かわまちづくり計画」チェックリスト

1 計画検討体制の構築

- ①市町村の理解・熱意はありますか？ ☐
- ②市町村の関連部署と明確な役割分担のもと連携していますか？ ☐
- ③地域住民や民間事業者などを含めた関係者同士で積極的に議論していますか？ ☐

2 基本方針の検討

- ④地方公共団体の関連計画及び河川整備計画との整合はとれていますか？ ☐
- ⑤地域の課題・必要性に対応した基本方針となっていますか？ ☐
- ⑥基本方針に対して適切な対象箇所・範囲となっていますか？ ☐
- ⑦基本方針に対応した個別施策内容となっていますか？ ☐
- ⑧計画の特徴は明確となっていますか？ ☐

3 個別施策内容の検討

- ⑨「かわ」と「まち」のつながりを意識し、地域の魅力を踏まえた施策となっていますか？ ☐
- ⑩ソフト施策の実施体制は確保されていますか？ ☐
- ⑪ハード施策の実施体制は確保されていますか？ ☐
- ⑫利用者目線のハード整備(利用面・景観面・デザイン面)となっていますか？ ☐
- ⑬既存ストックの活用についても検討しましたか？ ☐

4 進め方の検討

- ⑭活動推進段階の推進体制は構築されていますか？ ☐
- ⑮計画登録後の推進主体と河川管理者の連携は確保されていますか？ ☐
- ⑯維持管理などの役割分担はできていますか？ ☐
- ⑰財源の確保はできていますか？ ☐
- ⑱評価指標・目標値は設定されていますか？ ☐
- ⑲フォローアップの手法は決まっていますか？ ☐

2-4 活動推進の段階

「かわまちづくり計画」登録後に、ハード施策・ソフト施策を着実に実施していく段階です。この段階では適切にフォローアップを行い、必要に応じて計画内容の変更を実施します。ハード整備施策実施後も「かわまちづくり」の活動が継続されていくように、協議会等で地域住民や民間事業者などの各主体との連携を継続し、「知恵」や「想い」を共有し続けるなど、関係者の意欲が持続、向上するよう工夫する必要があります。



Point

- ☐ 施工時にも地域住民等と連携できる仕組みを整え、地域の意思統一を図るとともに地域の主体性を喚起する。
- ☐ 民間事業者が参画する場合は、事業収益等活用し、運営・維持管理の費用を確保する。
- ☐ ハード施策後も協議会等を継続して開催し、情報共有の場を確保する。
- ☐ 「知識」や「想い」を関係者で共有・継承し、意欲の維持・向上につなげる。
- ☐ 適宜評価検証を行い、必要に応じてかわまちづくり計画の変更を行う。
- ☐ 活動の実績を積み上げ、「かわまち大賞」に応募する。

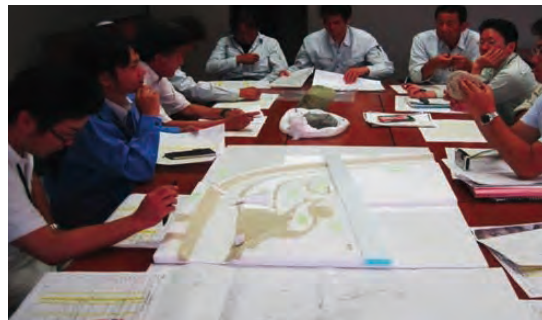
1 地域との連携

施工時の工夫

施工時にも地域と関わっていく工夫を行うことで、完成イメージを関係者と共有し、地域住民等が整備後も継続して「かわまちづくり」に関わる主体性をもつきっけになります。

北方町かわまちづくり(木曽川水系系貫川、岐阜県北方町)では、「産官学民の協働」計画を推進し、整備内

容に関する関係者の意思統一を図るため、工事の進捗に合わせて現地検討会を月に1回程度実施しました。図面だけではなく景観や維持管理、安全性の視点から現地で仮施工しながら完成イメージを共有して出来栄の確認を行いました。



北方町かわまちづくり(木曽川水系系貫川、岐阜県北方町)

出典:H27年度かわまちづくり全国会議資料(<http://www.rfc.or.jp/sozai/result/ivent/H27/kawamachi/3.pdf>)

例えば芝張りなど、工事の一部を住民参加で行うことも有効です。戸多地区かわまちづくり(茨城県那珂市)では、多目的広場予定地として整正した河川敷地において、ポット芝苗作業を地域住民と協働で実施するイベントを行いました。当日はスポーツ少年団や市内小中学生を含む約500人が参加しました。



「リーグのピッチと同じ芝の公園ができるんだって!!」

みらいの公園をみんなでつくろう!

那珂川河川敷に整備中の公園で、芝の苗を植えるイベントを開催します。お友達や家族みんなで公園づくりに参加してみませんか?

ココに集合!

芝を植えるのはココ!

日程
7月21日(日)
9:00~12:00
※6:30受付
※9:00開会セレモニー
※雨降らずに開催します。
※雨天決行、雨天の都合は延期(当日は未定)。
※お問い合わせ
那珂市教育文化スポーツ推進部(那珂市総合公園管理事務所) TEL.529-287-5077

会場
那珂市戸地内(那珂西大橋下流)

かわまちづくりDe
い・な・こ

戸多地区かわまちづくり(那珂川水系那珂川、茨城県那珂市)での作業

チラシ出典: 那珂市SNS (<https://www.facebook.com/nakacity.official/>)

Column

行政の積極的な姿勢が実現に結びつく

地域との合意形成をはかる際に、必ずしも賛成ばかりとは限りません。地域とのコミュニケーションを積極的に行うようにしましょう。「かわまちづくり」の活動が盛んな地域では、行政の担当職員が地域とのコミュニケーションや民間の活動を下支えしている現状が伺えます。

先進事例の行政職員の声

当初反対住民もいたが、毎日話しかけたり、チラシ入れたり、直接キーとなる人に遊びに行ったり、コミュニケーションを粘り強く行った結果、最終的には応援団になってもらった。(N市職員)

気をつけているのは、民間と本当に対等な立場で、立ち位置を一緒にしてやっていくということ。成功させるにはどうしなければいけないかということを本当に一緒に考えている。民間の黒子であるというイメージをもって取り組んでいる。(O市職員)

2 活動の継続

協議会等の継続

行政担当者が異動により部署や勤務地が変わることで、それまでの活動が途切れる可能性があります。協議会など、関係者が一堂に会して情報共有・意見交換を

行う場を年間の恒例行事とし、行政担当者が代わっても継続するように工夫することが必要です。

「知識」や「想い」の共有・継承

ある程度活動が継続してくると、当初の活動立ち上げメンバーと後から参加したメンバーとで意見の相違が生じることがあります。後から参加するメンバーは、当初メンバーに比べ「水辺や地域への想い」や「協力・調整して実現した体験」が不足していることが原因として考えられます。また、限られたメンバーだけで活動し新規メンバーが参加しにくい状況が進むと、結果として組織や活動の停滞や後継者不足を招きます。

活動の質や関係者の意欲・モチベーションを全体として保つためには、「知識」や「想い」をメンバー間で共有し受け継ぐことが重要です。例えば、以下のような取組が考えられます。

- 新しいメンバーを受け入れるオープンな環境を準備する
- 過去の活動内容や経緯を資料としてまとめ参照できるようにする
- 新しいメンバーに事務局の役割を与え「知識」や「想い」を共有するきっかけをつくる

先進事例の大阪市かわまちづくり（淀川水系道頓堀川等、大阪府大阪市）の北浜テラスでは、視察などを受け入れ説明を行う運営事務局の役割を、参画する店舗運営者全員が持ち回りで担当し、事業者自らが「公共」について考える体制づくりに取り組んでいます。



北浜テラス（淀川水系土佐堀川、大阪府大阪市）

情報発信

「かわまちづくり計画」の対象箇所を実際に訪れてもらうためには、人に知ってもらう必要があります。観光が目的であれば観光客に、健康増進が目的であれば地域住民に、スポーツが目的であればスポーツ利用者・団体に届くように、目的やターゲットに応じて適切且つ効果的な方法で各関係主体と連携を図りながら情報発信を行います。

情報発信の手法は記者発表、ウェブサイト、SNS、動画投稿サイト、広報誌(市町村報)、チラシ、回覧板等、さまざまですが、SNSや動画投稿サイトは低コストで手軽に始めることができるため、かわまちづくりの活動の旬な情報を発信し、また利用者の反応をすぐに確認できる、というメリットがあります。



かわまちテラス関上(関上地区かわまちづくり)のSNS

ロゴ等の活用

活動や取組を象徴するロゴタイプやシンボルマークなどのロゴがあると、各種広報媒体やグッズ等に利活用可能で、知名度や認識率の向上に役立ちます。

かわまちづくり計画箇所でも独自のロゴマークを設定している地域がいくつかあります。



関上地区かわまちづくり



戸多地区かわまちづくり



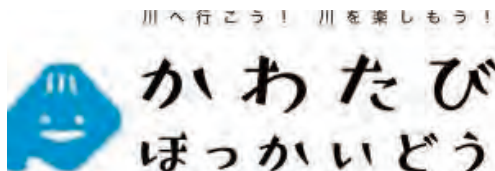
乙川リバーフロント地区かわまちづくり



菊池市かわまちづくり

かわまちづくり関連のロゴ

北海道開発局では、川に関する情報を効果的に発信し北海道らしい地域づくり・観光振興に貢献する「かわたび北海道」プロジェクトを推進しています。



「かわたび北海道」プロジェクトのロゴ

出典：北海道開発局ウェブサイト(<https://kawatabi-hokkaido.com/>)

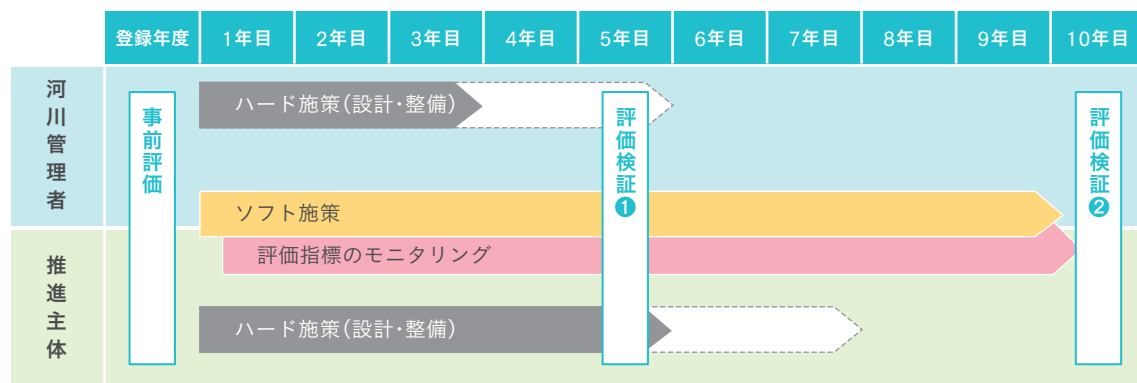
3 活動の評価

評価検証のタイミング

「かわまちづくり」支援制度実施要綱では、計画登録後または変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組状況を推進主体と河川管理者とが共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行うこととされています。国土交通省所管公共事業においては、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、5年間で経過している事業等について事業評価

を実施していることから、こうした機会を活用しながら、推進主体と河川管理者がよく協議し、効率的・効果的に検証を行うことが考えられます。

また、検証結果は、協議会等で関係者に共有し、活動の改善等に結びつけていくとともに、ウェブサイト等で公表することにより、多くの方に活動内容を知っていただく機会とすることも検討してください。

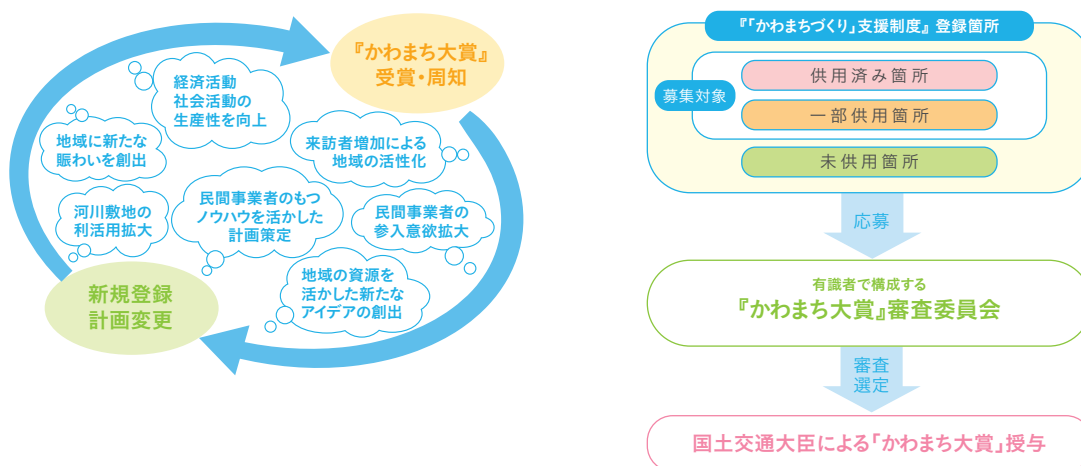


評価検証のタイミング例

かわまち大賞

国土交通省では、平成30年度(2018年度)から、全国のかわまちづくりの取組の中から模範的な取組を国土交通大臣から表彰し、全国に広く周知することで「かわまちづくり」全体のレベルアップと民間参入の促進を進めることを目的とした「かわまち大賞」を創設しています。

「かわまち大賞」では「先進性」「継続性」「創意工夫」「連携性」「効果(地域の活性化)」の5つの観点で評価が行われ、表彰状・表彰楯が贈呈されるほか、全国規模のイベントなどでPRされます。



「かわまち大賞」の狙いと選定の流れ



「かわまち大賞」の全国的なイベント会場での広報・PR

「かわまち大賞」の最新情報はこちらから

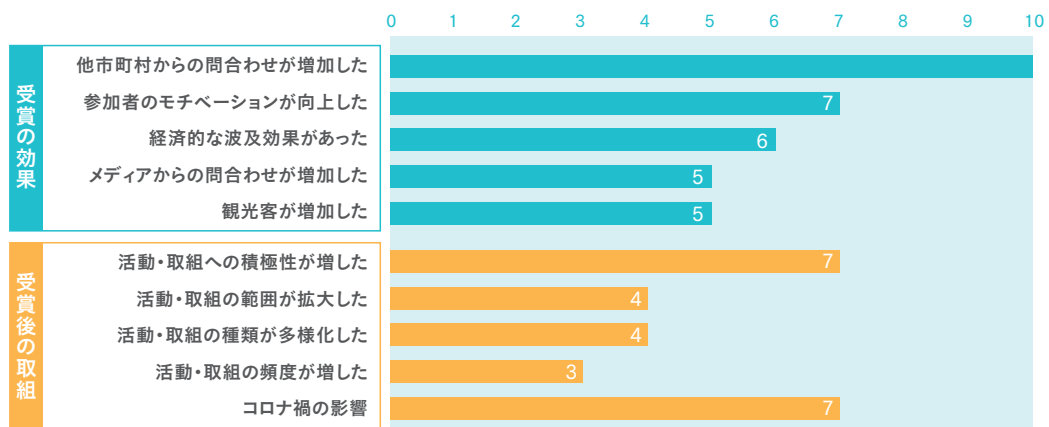


平成30年度(2018年度)以降、令和5年度(2023年度)までの間に12箇所の取組が「かわまち大賞」として表彰されました。

受賞箇所

受賞年度	箇所名	推進主体	取組内容
平成30年度 (2018年度)	長井地区かわまちづくり	長井市かわまちづくり推進協議会	長井フットパス～かわからまちへ、まちからかわへ
	天満川・旧太田川(本川)・元安川地区及び京橋川・猿猴川地区かわまちづくり	「水の都ひろしま」推進協議会	水辺のオープンカフェ
令和元年度 (2019年度)	信濃川やすらぎ堤かわまちづくり	ミズベリングやすらぎ堤研究会	ミズべからにぎわいを、まちへ。
	美濃加茂地区かわまちづくり	美濃加茂市かわまちづくり協議会、美濃加茂市かわまちづくり推進部会、地域の活動団体	主にリバーポートパーク美濃加茂の整備・運営による新たな賑わいの創出とかわとまちの回遊性向上
令和2年度 (2020年度)	北十間川かわまちづくり	墨田区、東武鉄道(株)、北十間川水辺活用協議会	官民連携により水辺とまちの一体的空間づくりを実現
	五ヶ瀬川かわまちづくり	五ヶ瀬川かわまちづくり検討会	【水郷のまち延岡】の3つの拠点の特性を活かしたかわまちづくり
令和3年度 (2021年度)	関上地区かわまちづくり	名取市水辺を活かしたまちづくり検討会	名取川とともに復興し、新たな賑わいを生み出したまち関上
	大阪市かわまちづくり	大阪市、南海電気鉄道株式会社、道頓堀川水辺空間活用検討会	「水の都・大阪」における道頓堀川の水辺整備と水辺空間利活用の制度要望、公民連携の多様な賑わいづくりによる、かわとまちが一体となった魅力的な水辺空間の創出
令和4年度 (2022年度)	盛岡地区かわまちづくり	盛岡地区かわまちづくり懇談会	住民参加の「かわ」の活用～観光客数も着実に増加～
	石巻地区かわまちづくり	旧北上川河口かわまちづくり検討会 旧北上川堤防利活用協議会 旧北上川水面利用者協議会	かわと共に発展する石巻市のまちづくり
令和5年度 (2023年度)	松戸市地区かわまちづくり	坂川とまちづくり市民の会	水と歴史と文化を活かした賑わいづくり
	大垣市かわまちづくり	大垣市	水門川を同線としたウォーかぶるシティとしての賑わいの場の創出

受賞による効果(平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)に受賞した10地区)



「かわまち大賞」受賞後の効果及び取組

令和5年11月現在

第 3 章

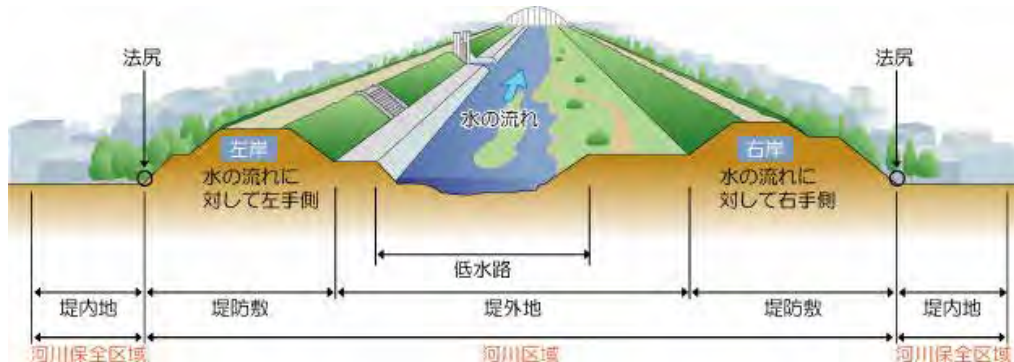
「かわまちづくり」の法制度

3-1 知っておきたい「かわ」側の制度

3-2 知っておきたい「まち」側の制度

3-1 知っておきたい「かわ」側の制度

河川の区域



http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/yougo/words/014/html/014_main.html

河川の使用

基本的に河川は公共用物であり自由に利用可能です。しかし、排他的・継続的に使用するなど、自由使用の範囲を超える場合(占有)は、河川管理者の許可を受けなければなりません。河川法では、土地の占有に関して、右の通り定めています。

■ 土地の占有の許可

第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

公物の使用関係

一般使用(自由使用)

公物が一般公衆の自由な使用に供される
何人も許可その他の行為を持たずに自由に使用

特別使用

許可使用

一定の公物の自由使用を一般的に禁止し、
特定の物についてその禁止を解除してこれを行うことを許可
● 河川法第26条: 工作物の新築等の許可

特許使用

特定の者に対して特別の排他的・独占的に使用する権利を設定
● 河川法第23条: 流水の占有の許可

第24条: 土地の占有の許可

一時占用

河川敷地占用許可準則では、河川敷地の一時占用について右の記述があります。なお、一時占用の許可手続きや考え方については全国的に統一されているものではなく、各河川管理者の自由裁量で行われています。地域の特性や慣習等によるところが大きいと考えられるため、最寄りの河川管理者に問い合わせてください。

■一時占用の許可

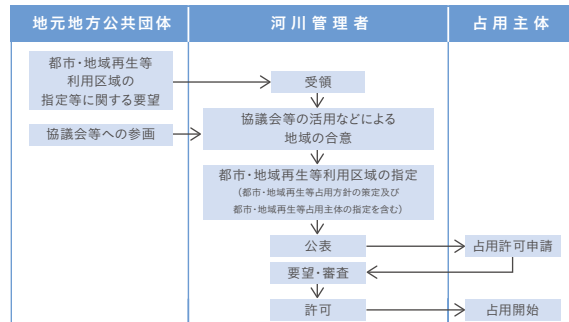
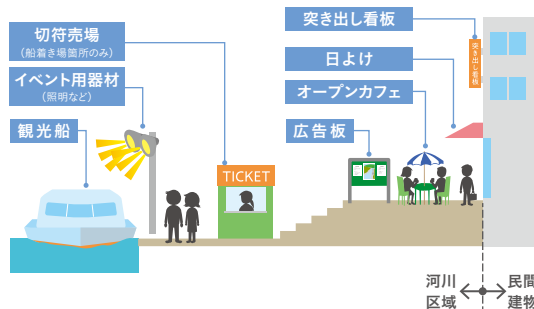
第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占有することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

河川空間のオープン化（都市・地域再生等利用区域の指定）

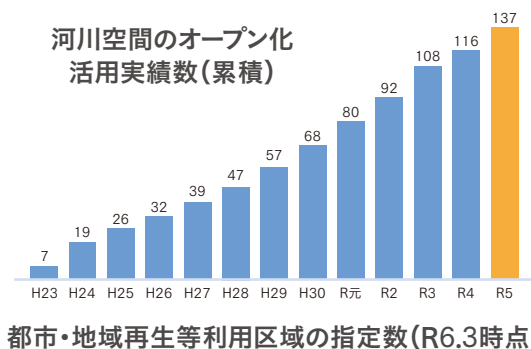
河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者ですが、「河川をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したい!」という要望の高まりを受け、平成23年度（2011年度）に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合、営業活動を行う事業者等の方も、河川敷地の利用が可能となりました。これ

を「河川空間のオープン化」といいます。

平成28年度（2016年度）には、民間事業者等の方が安定的な営業活動を行えるよう、準則を改正し、民間事業者等への占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」へと延長しました。（「令和元年8月 河川空間のオープン化活用事例集（国土交通省水管理国土保全局）」より）



制度のイメージ(左)と手続き(右)



リバサイト

「RIVASITE(リバサイト)」とは、河川空間利用の規制緩和によって、敷地内で事業に取り組む民間事業者の参入を促進し、地域の活性と河川管理の効率化を目指す制度です。（1章p.36参照）

「RIVASITE」を用いることで、より柔軟で多様な取組が可能になりました。

■ 規制緩和のポイント

1. 占用期間

これまで最大10年だった占用期間が、占用期間満了後に、追加で最大10年の更新延長を保証されるようになった。

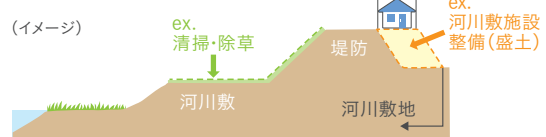
2. 占用形式

これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占用が、民間事業者も認められるようになった。

3. 他の民間事業者との契約

他の民間事業者（いわゆるテナント）との契約が可能に。

■ 規制緩和の適用条件



※河川管理施設の整備又は占用区域外の清掃・除草が必要です。

■ 河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

各河川の国管理区間について、一定の面積が確保できる等、活用いただきやすいと思われる箇所の一覧を公表しています。

※ポテンシャルリスト以外の箇所で活用可能な場所もあります。

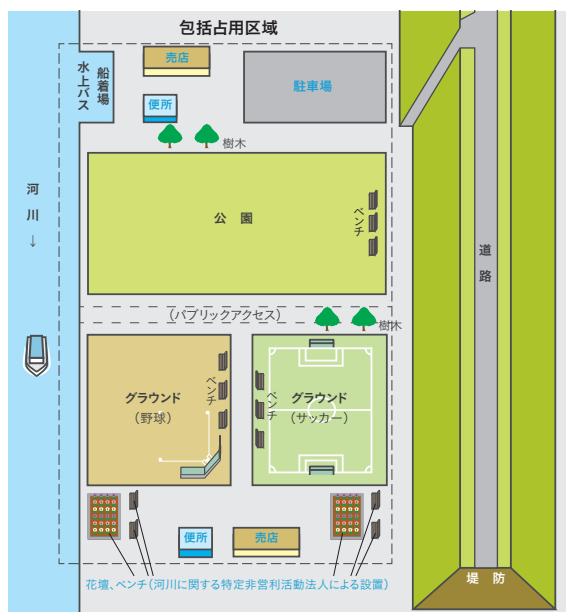


国土交通省

包括占用の特例

「包括占用」は、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、占用の許可後に河川敷地の具体的な利用方法を決定することができる制度です。一般的な占用と異なり、具体的に占用目的を特定する必要はありません。

そのため、市町村等が具体的な利用方法を自ら決定できるのが特徴です。包括占用の目的に適合する駐車場、売店、トイレ等について、適正な箇所に配置することができます。包括占用の占用主体は「地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者」です。



包括占用のイメージ



包括占用区域でのイベント(多摩川水系多摩川:タマリバ、東京都狛江市)

出典:ミズベリングプロジェクト(<https://mizbering.jp/>)

「包括占用区域」と「都市・地域再生等利用区域」における占用許可制度の違い

■ 占用施設の違い

- 「包括占用区域」では、第7第1項に規定する公園、スポーツ施設、親水施設などのほか、包括占用の目的に適合する駐車場、売店を適正な箇所に設置できます。
- 「都市・地域再生等利用区域」では、第22第3項に規定する広場やイベント施設をはじめとして売店、オープンカフェ、広告板、船上食事施設、川床などの設置が可能です。

区域	準則	施設
包括占用区域	7第1項	公園、緑地又は広場、運動場等のスポーツ施設、遊歩道、階段、便所、花壇等の親水施設、河川教育・学習施設、自然観察施設 等
	20第6項	包括占用の目的に適合する駐車場、売店
都市・地域再生等利用区域	22第3項	広場、イベント施設、遊歩道 船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。） 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

■ 占用主体の違い

- 「包括占用区域」では、占用主体を地方公共団体、公益法人その他これらに準ずるものとしています。（第16第1項）
- 「都市・地域再生等利用区域」では、占用主体を国、地方公共団体、公益法人等のほか、営業活動を行う事業者としています。（第22第4項）

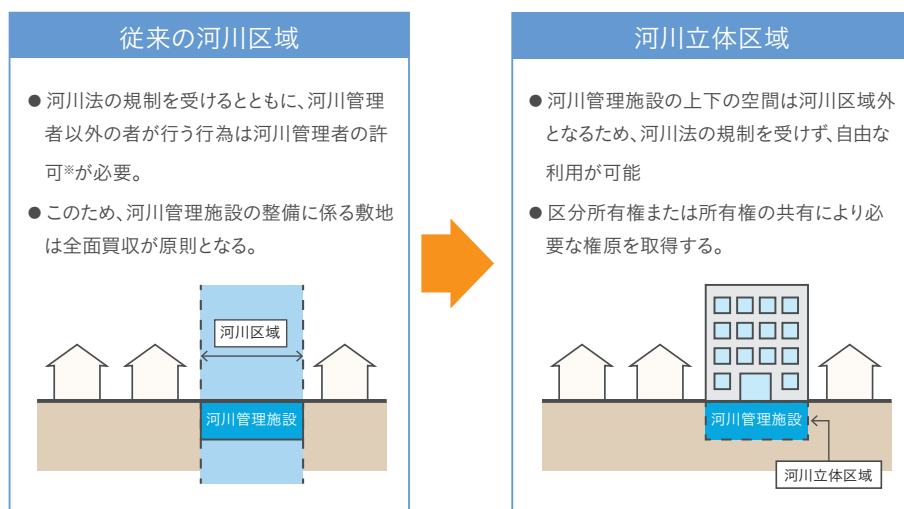
■ 施設利用料の用途限定

- 「包括占用区域」では、施設利用者から徴収する施設利用料についての用途に定めはありません。
- 「都市・地域再生等利用区域」では、施設利用者から徴収する施設利用料は、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てることとの定めがあります。（第25第2項）

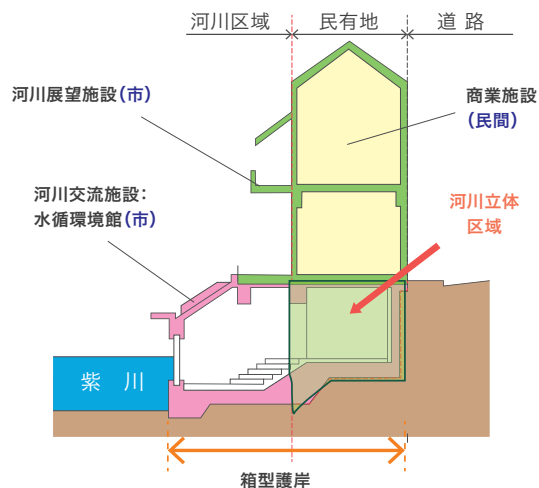
河川立体区域制度

地下に設置された河川管理施設等に係る河川区域を立体的に指定できる制度です。指定した場合、河川管理施設を整備する敷地であっても、河川立体区域外の

上下の空間には河川法の規制が及ばないため、他の施設や建物等の自由な利用が可能となります。



※私有地等河川管理者以外の者がその権原に基づき管理している土地については、河川法第24条の許可を要しない。



河川立体区域制度活用事例(紫川水系紫川:水環境館、福岡県北九州市)

河川で守るべきルール

河川は公共用物であり、利活用にあたっては、治水、利水及び環境にかかる本来の機能が総合的かつ十分に維持される必要があり、「河川敷地占用許可準則」では、工作物設置や占用にあたって、「治水又は利水

上の基準」「他の者の利用との調整等についての基準」「河川整備計画等との調整についての基準」「土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準」の4つの基準が定められています。

■ 治水又は利水上の基準

河川敷地における工作物の設置、樹木の植栽、盛土等は、治水上又は利水上の支障を生じるおそれがあり、そのような支障を生じないことが占用許可の基準になっています。治水の支障に係る技術的判断基準は以下の5項目となっています。

- ①河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
- ②水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
- ③堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。
- ④工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
- ⑤工作物は、原則として河川の縦断方向に設けているものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

■ 他の者の利用との調整等についての基準

占用によって、他の一般の方たちの河川敷地の利用を著しく妨げないことが基準になっています。

■ 河川整備計画等との調整についての基準

河川法第16条の2第1項に規定する河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合においては、占用の内容等が当該計画に沿ったものであることを占用許可の基準としています。「その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画」の例としては、「河川環境管理基本計画」があります。河川環境管理計画は、全国の一級水系及び一部の二級水系で制定されています。例えば、河川環境管理計画で自然ゾーンとして設定されている区域で、保全の趣旨に反するような占用は許可してはいけないことになっています。なお、その保全の趣旨に反しない範囲で、地下、上空等の占用を許可することは可能です。

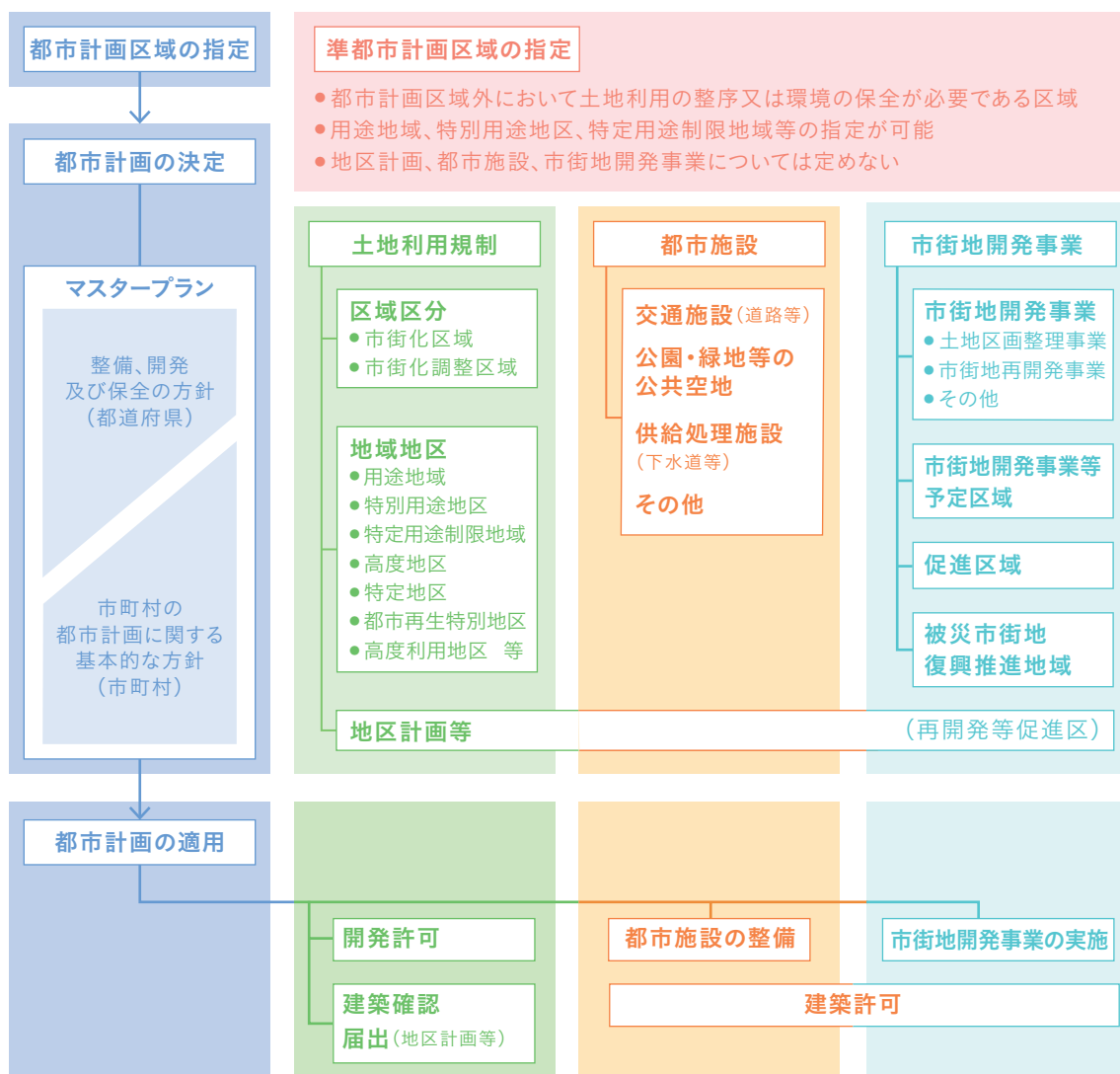
■ 土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準

河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、且つ、それらと調和したものでなければならないことを占用の許可の基準としています。

3-2 知っておきたい「まち側」の制度

都市計画の土地利用計画制度

都市計画には数多くのメニューが用意されており、それを地方公共団体が地域の実情によって指定していきます。土地利用に関しては、大枠を決める仕組みから、きめ細かなまちづくりをするための仕組みまで、数多くの制度が用意されており、それらを組み合わせて活用することにより、地域のルールが作られています。

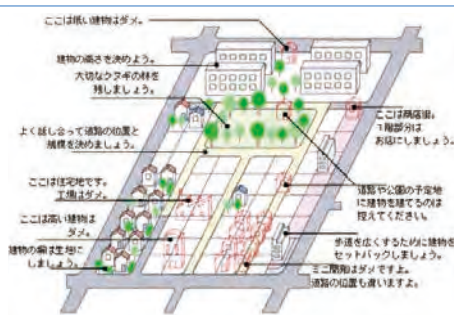


都市計画制度の構成

出典：都市計画の土地利用計画制度の仕組みパンフレット (http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/tochiriyou/pdf/reaaf_j.pdf)

規制・誘導策

(1) 地区計画制度

目的	「地区計画等」は、既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度です。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図る。		
決定主体	市町村	内容	構成は「地区計画の目標」「地区計画の方針」「地区整備計画」
特徴	地区計画で定められること 1.地区施設の配置及び規模 2.建築物等に関する事項 ア.建築物等の用途の制限 イ.建築物の容積率の最高限度又は最低限度 ウ.建築物の建ぺい率の最高限度 エ.建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度 オ.壁面の位置の制限 3.土地の利用に関する事項 カ.壁面後退区域における工作物の設置の制限 キ.建築物等の高さの最高限度又は最低限度 ク.建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ケ.建築物の緑化率の最低限度 コ.垣又はさくの構造の制限		
イメージ			
参考	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/chikukeikaku.html		

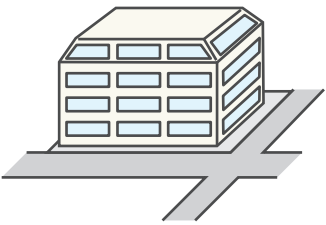
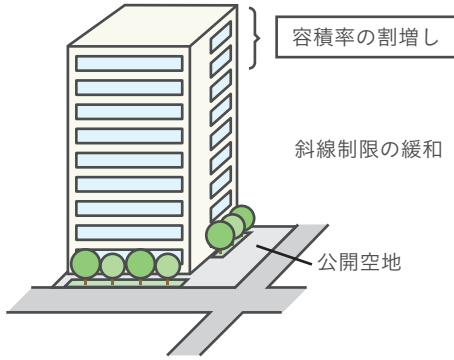
■ 地区計画を利用したかわまちづくり

福岡県北九州市では、「紫川マイタウン・マイリバー整備事業」として都心機能の強化と既存商業地区の回遊性の強化を図ることにより都心部を活性化するかわまちづくりを進めています。対象範囲の船場町及び馬借一丁目地区は川に開かれた商業空間として位置づけられ、地区計画によって事業効果の維持及び向上を図り河川空間と一体感のある川沿いの景観を形成するために、建築物の用途や壁面位置、意匠などの規制及び誘導を行っています。



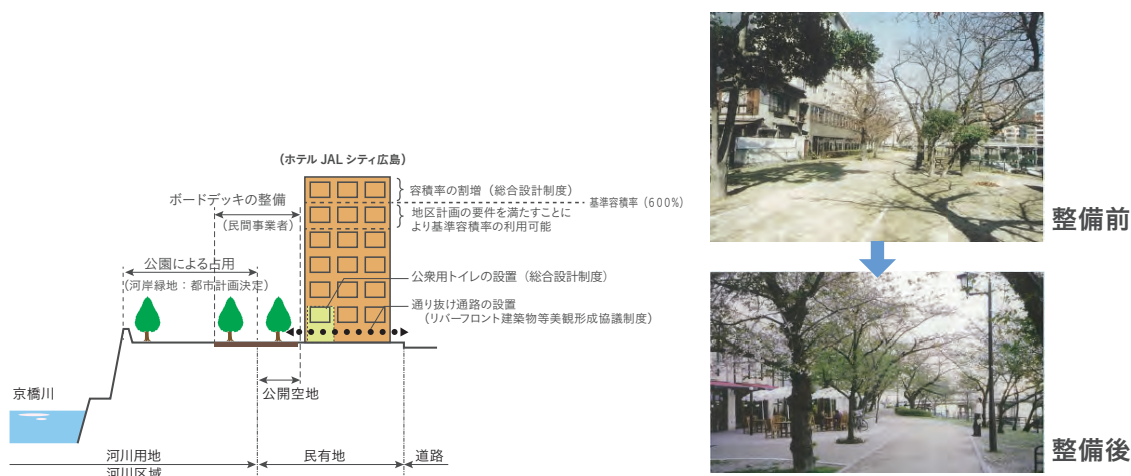
北九州市かわまちづくり(紫川水系紫川、福岡県北九州市)

(2) 総合設計制度

目的	1970年に、市街地では建築物が密集し、公共的な空間に乏しいことから、建築物の周囲に一定の公開空地（一般の通行者が自由に利用できる空間）を確保するという目的で創設された制度。建築基準法第59条の2に規定されている。
事業主体	建築主等
特徴	500㎡以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和。
イメージ	(通常の建築計画)  → (総合設計制度で建築) 
参考	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/kisei/59-2sogo.html

■ 総合設計制度を利用したかわまちづくり

広島県広島市の京橋川では、「ホテルJALシティ広島（現在「ザ ロイヤルパークホテル 広島リバーサイド」として営業）」が、河岸緑地に面して公開空地を設置したこと、通り抜け通路に面して公衆トイレを設置したことなどにより、基準容積率に割増されました。河川空間と連続したオープンスペースが確保されています。



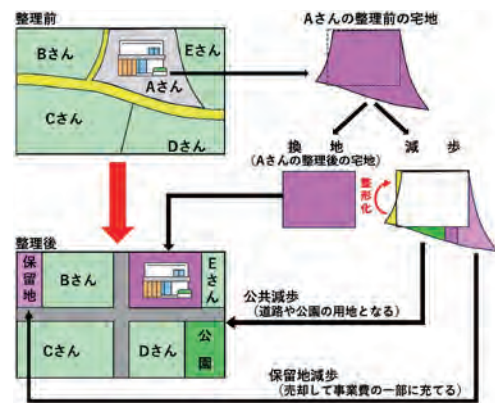
天満川・旧太田川(本川)・元安川地区及び京橋川・猿猴川地区かわまちづくり(太田川水系元安川ほか、広島県広島市)

市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

目的	都市計画区域内の土地について、土地の区画形質の変更を行ない、公共施設の新設・変更を行うことによって、宅地の利用の増進と公共施設の整備を図ることを目的とする。
事業主体	個人、土地区画整理組合、都道府県又は市町村（地方公共団体）、国土交通大臣、都道府県知事・市町村長、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社
特徴	● 土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。 ● 公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。 ● 事業資金は、保留地処分金の他、公共側から支出される都市計画道路や公共施設等の整備費（用地費分を含む）に相当する資金から構成される。これらの資金を財源に、公共施設の工事、宅地の整地、家屋の移転補償等が行われる。 ● 地権者においては、土地区画整理事業後の宅地の面積は従前に比べ小さくなるものの、都市計画道路や公園等の公共施設が整備され、土地の区画が整うことにより、利用価値の高い宅地が得られる。
参考	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm

イメージ

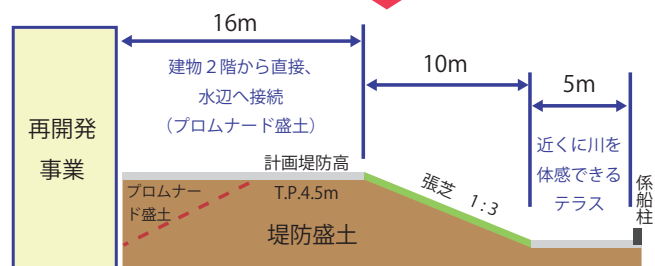


■ 土地区画整理事業と連携したかわまちづくり

宮城県石巻市では、震災からの復旧・復興の堤防整備や土地区画整理事業により、災害に強く地域住民が安全に生活できる居住環境を確保した上で、市民や観光客が賑わい集い交流できる水辺空間の創出および地域の活性化の推進に取り組んでいます。



断面図



石巻地区かわまちづくり(北上川水系旧北上川、宮城県石巻市)

出典:「第7回旧北上川河口かわまちづくり検討会」資料 (https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/_upload/doc/04_kawamachi/kentakai/07_document02_1.pdf)
東日本大震災から8年間の取組 (https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/_upload/doc/05_311shinsai/restoration/8th/00_311shinsai8th.pdf)

(2) 市街地再開発事業

目的	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。
事業主体	個人(第一種のみ施行)、組合(第一種のみ施行)、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構等
特徴	事業のしくみ: ●敷地を共同化し、高度利用することにより、公共施設用地を生み出す ●従前の権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる(権利床) ●高度利用で新たに生み出された床(保留床)を処分し事業費に充てる 事業の種類: ●第一種市街地再開発事業(権利変換方式) 権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換する。 ●第二種市街地再開発事業(管理処分方式(用地買収方式)) 公共性、緊急性が著しく高い事業で、一旦施行地区内の建物・土地等を施行者が買収又は収用し、買収又は収用された者が希望すれば、その対償に代えて再開発ビルの床を与える。
イメージ	
参考	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/saikaihatsu/saikaihatsu.htm

■ 市街地再開発事業と連携したかわまちづくり

沖縄県那覇市の久茂地川では、モノレール旭橋周辺地区第一種市街地再開発事業と連携し、散策路や親水テラスを整備することにより、那覇市の玄関口としての「顔」となる快適で魅力ある都市空間を創出しています。



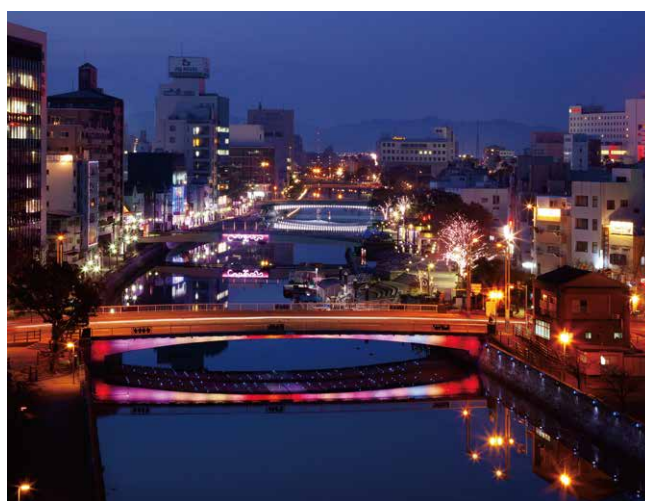
旭橋地区かわまちづくり(安里川水系久茂地川、沖縄県那覇市)

(3) 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)

目的	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としている。
事業主体	市町村
特徴	都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。 平成16年度(2004年度)に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成22年度(2010年度)からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置づけられている。
イメージ	都市再生整備計画事業では、地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画を作成(Plan)し、成果を意識しながら事業を実施(Do)し、交付期間終了時に目標の達成度を評価(Check)するとともに、必要な改善点は速やかに改善(Action)するという連のサイクルを導入している。
参考	https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html

■ 都市再生整備計画事業と連携したかわまちづくり

徳島県徳島市では、新町川と助任川に囲まれた徳島市の中心市街地「ひょうたん島」を中心として、都市再生整備計画事業を活用し、LED光環境整備事業やイベント等のソフト事業を実施しています。



内町・新町地区かわまちづくり(吉野川水系新町川、徳島県徳島市)

(4) まちなかウォーカブル推進事業

目的	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的としている。
事業主体	市町村、市町村都市再生協議会 都道府県、民間事業者等
特徴	市町村が作成する都市再生整備計画に対するパッケージ支援。 市町村がまちづくりの目標や指標、滞在の快適性の向上を図る区域、目標達成のために必要な都市基盤の整備・都市施設の整備・関連するソフト事業等を「都市再生整備計画」というまちづくりの計画に位置づけることで、計画に基づく事業を行う市町村等が国費による支援を受けることができる。
イメージ	【基幹事業】 道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業* 等 ※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能 【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）
参考	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000072.html

■ ウォーカブル推進都市でのかわまちづくり

千葉県松戸市では、「ウォーカブル推進都市」に賛同し、旧松戸宿の歴史や坂川の水辺空間を生かしたかわまちづくりを進めています。



松戸市地区かわまちづくり(利根川水系坂川、千葉県松戸市)

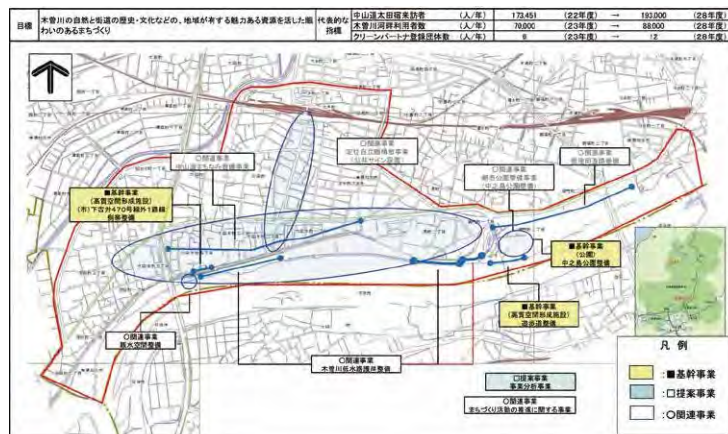
まちづくりに活用できる国の交付金、補助制度

社会資本整備総合交付金

目的	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。
事業主体	地方公共団体(市町村、都道府県)
特徴	● 計画全体をパッケージで採択 ● 基幹のハード事業と一体的に行う多種の事業を自由に選択可 ● メニューが限定されない、地方の創意工夫を活かした事業も可 ● 計画内の他事業に国費の流用可 ● (予算補助事業は)年度間でも国費率の調整可→返還・繰越の手続不要。順調な事業の進捗も可能 ● 地方自らが目標を設定し、事後評価・公表 ● 計画全体としてのアウトカムに着目
イメージ	住宅・社会資本の整備 → 効果促進事業 → 整備計画に掲げる政策目標の達成(成果指標で事後評価) 住宅・社会資本の整備 基幹事業 ○ 道路 ○ 港湾 ○ 河川 ○ 砂防 ○ 上下水道 ○ 海岸 ○ 都市公園 ○ 市街地 ○ 住宅 ○ 住環境整備 ○ 地域公共交通再構築等 効果促進事業 ○ 計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務 ○ 全体事業費の2割目途 《社会資本整備総合交付金の例》 計画・経費・効果・評価による地方自治体の整備計画に基づき、効果促進事業として実施される。効果促進事業の計画・経費・効果・評価は、社会資本整備総合交付金の計画・経費・効果・評価と一体的に行われる。 《防災・安全交付金の例》 防災・安全の観点から、社会資本整備総合交付金の計画・経費・効果・評価と一体的に行われる。効果促進事業として実施される。効果促進事業の計画・経費・効果・評価は、社会資本整備総合交付金の計画・経費・効果・評価と一体的に行われる。 《環境・まちづくり交付金の例》 環境・まちづくりの観点から、社会資本整備総合交付金の計画・経費・効果・評価と一体的に行われる。効果促進事業として実施される。効果促進事業の計画・経費・効果・評価は、社会資本整備総合交付金の計画・経費・効果・評価と一体的に行われる。
参考	https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

■ かわまちづくりと社会資本整備総合交付金

かわまちづくりでは、前述の都市再生整備計画事業をもって社会資本整備総合交付金の交付申請をする例が多くあります。岐阜県美濃加茂市では、「美濃加茂市かわまちづくり整備計画」として社会資本総合整備計画を作成し、交付を受けました。



美濃加茂地区かわまちづくり(木曽川水系木曽川、岐阜県美濃加茂市)

出典: 美濃加茂市かわまちづくり整備計画 (<http://www.city.minokamo.gifu.jp/temp2/hp/104/20150217170941/kawamati%20no.421.pdf>)

都市施設

(1) 公園：公募設置管理制度 (Park-PFI)

目的	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定 公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。
活用主体	公園管理者、民間事業者(公募)
特徴	公募対象公園施設から生ずる収益の見込み等に基づく特定公園施設の整備を求めるとともに、事業者へのインセンティブとして、設置管理許可期間の延伸や建蔽率緩和など、公募対象公園施設を都市公園に設置し、運営しやすくする緩和措置が適用されることを特徴としている。 ● 設置管理許可期間の特例 ● 建蔽率の特例 ● 占用物件の特例
イメージ	民間が収益施設と公共部分を一体的に整備 従前 新制度 カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設) 民間資金 広場、園路等の公共部分 (特定公園施設) 公的資金 収益を充てて整備
参考	http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html

■ Park-PFIを利用したかわまちづくり

岩手県盛岡市では、河川に隣接する木伏緑地でPark-PFIを活用して収益施設を設置する民間事業者を公募し、賑わい空間の創出を図り、令和元年10月のオープン以降、利用者の好評を博しています。



盛岡地区かわまちづくり(北上川水系北上川、岩手県盛岡市)

出典：盛岡市HP (<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/midori/koen/1024219/1028480.html>)

(2) 道路：道の駅

目的	道路管理者の行う自動車駐車場(簡易パーキングエリア)の整備(直轄事業・補助事業)で、駐車場、トイレ、道路情報ターミナル等の道路施設の部分を対象としている。
設置者	市町村又は市町村に代わり得る公的な団体※ ※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人または市町村が推薦する公益法人
登録要件	● 休憩機能 ● 情報発信機能 ● 地域連携機能 道路及び地域に関する情報を提供 文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設 ● その他 ● 設置者 施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化
イメージ	 駐車場、トイレ、情報提供施設、休憩施設 ※道路管理者又は市町村等で整備 地域振興施設 (文化教養施設、観光レクリエーション施設など) ※市町村等が整備
参考	https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/index.html

■ 道の駅と一体となったかわまちづくり

近年、道の駅と一体となったかわまちづくり計画が多くあります。北海道弟子屈町では、釧路川に隣接する「道の駅 摩周温泉」がカヌーの発着場となり、水辺空間利用との連携が進んでいます。



弟子屈地区かわまちづくり(釧路川水系釧路川、北海道弟子屈町)

(3) 道路：歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）

目的	賑わいのある道路の構築のための道路の指定制度。
指定者	道路管理者（国・都道府県・市町村）
指定要件	1 快適な生活環境の確保と地域活性化に資すると判断できること 2 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等から、歩行者の利便増進に資する適切な区間であると判断できること 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること 4 沿道住民や周辺地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること
イメージ	
参考	https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html

■ ほこみちと連携するかわまちづくり

大垣市では、令和2年度（2020年度）からほこみち制度に基づき駅通り（県道）や周辺市道の歩道にて飲食店などのテラス営業を支援・推進する「まちなかテラス」をスタートさせ、かわまちづくりと併せて中心市街地活性化に取り組んでいます。



大垣市かわまちづくり（木曽川水系水門川、岐阜県大垣市）



「かわまちづくり」参考資料

「かわまちづくり」支援制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る取組を定める「かわまちづくり計画」の作成及び「かわまちづくり」支援制度（以下「支援制度」という。）への登録等に係る事項を規定し、河川管理者が「かわまちづくり」の取組を支援し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的とする。

第2 定義

1. この要綱において「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組をいう。
2. この要綱において「かわまちづくり計画」とは、支援制度に登録するため、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体が作成する計画をいう。
3. この要綱において「ソフト施策」とは、「かわまちづくり」の実現に向けて推進主体と連携して検討を実施することや、河川敷地占用許可準則（平成28年5月30日国水政第33号）（以下「準則」という。）第22による都市・地域再生等利用区域の指定をすることなど、柔軟な提案・発想を活かして、河川管理者が支援する施策をいう。
4. この要綱において「ハード施策」とは、「かわまちづくり」において河川管理者が推進主体と連携して、まち空間と融合する河川空間を創出するために、河川管理施設を整備する施策をいう。
5. この要綱において「民間事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 一 準則第22の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域の占用主体として指定を受けている者
 - 二 河川法第20条の規定に基づき、河川管理者の承認を受けて、河川区域内において賑わいある良好な河川空間の形成に資する施設を整備しようとする者で、当該施設の整備・利用について市町村長の同意を得ている者
 - 三 河川区域に隣接する土地において、良好な河川空間を形成するための施設の整備・利用等を実施しようとする者で、当該施設の整備・利用等について市町村長の同意を得ている者

第3 対象河川

支援制度の対象となる河川は、一級河川、二級河川及び準用河川とする。

第4 推進主体

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会
4. 民間事業者

第5 登録要件

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、

まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川

3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

第6 「かわまちづくり計画」の作成等

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - （1）水辺とまちづくりに関する基本方針、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標
 - （2）支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - （3）推進体制
 - （4）安全な河川利用に向けた取組
 - （5）準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組
 - （6）生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組
 - （7）維持管理計画
 - （8）その他特筆すべき事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通本省及び地方支分部局に窓口を設ける。

第7 「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の定量的目標、地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性・継続性を勘案した上で、実現可能性等が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。

なお、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組の内容について、確認を行うものとする。
3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

第8 「かわまちづくり計画」の変更

1. 推進主体は、支援制度への登録を受けた後に、「かわまちづくり計画」の内容について重要な変更の必要が生じた場合は、「かわまちづくり計画」の変更を行う。
2. 「かわまちづくり計画」については、地域の状況を踏まえ、計画登録後又は変更登録後、少なくとも5年以内に登録内容及び取組状況を、推進主体と河川管理者と共同で検証し、必要に応じ計画の変更を行う。
3. 変更の手続きについては、第7の規定を準用する。

第9 「かわまちづくり計画」の登録の取り消し

水管理・国土保全局長は、推進主体及び「かわまちづくり計画」の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を取り消す。

1. 推進主体に民間事業者が含まれる場合、その民間事業者が第2 5.の要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
2. 「かわまちづくり計画」の対象となる河川が、第5 登録要件に該当しないと水管理・国土保全局長が認める場合
3. 第7 2.で勘案した事項の状況に変化が生じ、「かわまちづくり計画」の実現可能性が低いと水管理・国土保全局長が認める場合

第10 河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援
- 四 河川利用者の安全確保に向けた川の指導者の安全講習等の受講、啓発活動等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を、事業着手後、概ね5か年で積極的に推進する。

第11 河川整備計画等との整合

河川管理者は、「かわまちづくり計画」に基づき整備する河川管理施設については、河川整備計画（未作成河川については、工事実施基本計画又は河川改良工事全体計画、準用河川においては準用河川改修計画等）との整合を図るものとする。

第12 良好な空間の保全

推進主体及び河川管理者は、「かわまちづくり計画」により整備された良好な空間の保全のために、関係施設の適正な維持管理を行わなければならない。

洪水による災害を防除するために設置された施設以外の維持管理については、推進主体と河川管理者等が協議し、あらかじめ適正な管理の方法を定めるものとする。

第13 その他

1. 「かわまちづくり計画」の作成及び事業の実施にあたっては、関連するまちづくりの計画等との調和に配慮するとともに、相互に円滑な推進が図られるように十分に調整を行うものとする。
2. その他この要綱の実施に必要な事項については、別途定める。

附則

1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和5年3月30日付国水環第155号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱は廃止する。なお、廃止前の要綱に基づき行われている事業（附則2に基づき、平成21年4月1日付国河環第117号、平成22年4月1日付国河環第126号及び平成28年2月10日付国河環第109号で通知した「かわまちづくり」支援制度実施要綱を適用している事業を含む。）については事業完了まで、廃止前の要綱を、効力を有するものと見なして適用することができるものとする。

(参考資料)

〈様式規定〉

様式1 申請書

様式2 かわまちづくりの概要

様式3 ソフト施策の個別施策計画書

様式4 ハード施策の個別整備計画書

様式5 維持管理計画書

様式6 上申書(地方整備局長等)

参考1 市町村内で実施された同種の河川整備事業

参考2 関連するまちづくりに関する計画の概要

〈様式1〉

(番号)

令和〇年〇月〇日

(地方整備局長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

市町村長等(又は)

〇〇地区かわまちづくり協議会 等

「かわまちづくり」計画の登録について(申請)

「かわまちづくり」支援制度実施要綱第7の規定に基づき、下記のか
まちづくり計画について申請いたします。

記

名 称: 〇〇地区かわまちづくり計画

推進主体: 市町村等(又は) 〇〇地区かわまちづくり協議会 等

以上

〈様式1(変更)〉

(番号)

令和〇年〇月〇日

(地方整備局長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

市町村長等(又は)

〇〇地区かわまちづくり協議会 等

「かわまちづくり」計画の登録について(申請)

「かわまちづくり」支援制度実施要綱第8の規定に基づき、下記のか
まちづくり計画について申請いたします。

記

名 称: 〇〇地区かわまちづくり計画(変更〇回)

推進主体: 市町村等(又は) 〇〇地区かわまちづくり協議会 等

以上

〈様式2〉

かわまちづくりの概要

1. 市町村の概要

- ・都道府県名
- ・市町村名
- ・人口
- ・面積 等

2. 河川の概要

- ・これまで実施済みの関連施策(河川名、箇所、実施年度、特色)
- ・市民や民間事業者の河川利用状況 等

3. かわまちづくりの方針

- ・地域における課題、必要性
- ・市町村の地域計画や沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ
- ・地域活性化や賑わいあるまちづくりに対する市町村や民間事業者の考え方
- ・地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する定量的目標 等

4. 推進体制・取組内容

- ・協議会、運営組織等の体制
- ・地域活性化や賑わいあるまちづくりに資する多様な関係者との連携・取組内容 等

5. 安全な河川利用に向けた取組

- ・河川利用者に対する安全面の指導体制
- ・河川利用者が安全確保を図るための取組や情報提供 等

6. 都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組

- ・都市・地域再生等利用区域の指定に向けた、公募や河川敷地の利用調整に関する会の取組 等
- ・都市・地域再生等利用区域の指定年月日

7. 生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する取組

- ・生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出に関する多様な関係者との連携・取組内容 等

〈様式3〉

ソフト施策の個別施策計画書

1. 河川名

2. 施策の実施範囲

3. 施策概要

*本計画における特例適用等のメニューを網羅的に記載

〈様式4〉

ハード施策の個別整備計画書

1. 河川名

2 整備範囲

- ・全体位置図

3 整備内容

- ・整備の概要(整備する施設、整備箇所ごとの平面図1/2,000程度、標準横断図など)
- ・整備イメージ(パース絵等)

(整備メニューの例)

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備
- ・観光拠点と河川を結ぶ地域連携機能を持つための施設整備
- ・観光や歴史的背景を活かした舟運のための整備
- ・河川や観光拠点として活かすための案内機能・休憩施設の整備
- ・地域振興の拠点となるドローンポートの整備
- ・河川管理施設の整備と一体となった河道整備 等

4. 整備の実現方策

- ・関連事業の整備計画(対象河川沿川地域のまちづくりの中での位置づけ)
 - ・整備工程(工程計画:河川事業、関連事業等)(年度、事業費)
- *整備する事業者が分かるように記載

5. 多自然川づくりに関する事項

- ・多自然川づくりの考え方に則った河川管理施設の整備方針

6. その他特筆すべき事項

- ・地域、河川の特性に応じた必要な事項
- ・状況写真 等

〈様式5〉

維持管理計画書

1. 継続的な有効利用に関する計画

- ・賑わいの継続に向けた取組

2. 維持管理計画

- ・地域の関係者と河川管理者との役割分担

〈様式6〉

(番号)

令和〇年〇月〇日

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

地方整備局長

「かわまちづくり」計画の登録について(上申)

かわまちづくり支援制度実施要綱第7の規定に基づき、〇〇市(区町村)から申請のあった下記のかわまちづくり計画を登録されたく上申します。

記

名 称：〇〇地区かわまちづくり計画

推進主体:市町村等(又は)〇〇地区かわまちづくり協議会 等
以上

〈様式7(変更)〉

(番号)

令和〇年〇月〇日

国土交通省 水管理・国土保全局長 殿

地方整備局長

「かわまちづくり」計画の登録について(上申)

かわまちづくり支援制度実施要綱第8の規定に基づき、〇〇市(区町村)から申請のあった下記の下記のかわまちづくり計画を登録されたく上申します。

記

名 称:〇〇地区かわまちづくり計画(変更〇回)

推進主体:市町村等(又は)〇〇地区かわまちづくり協議会 等
以上

〈参考1〉	
	市町村内で実施された同種の河川整備事業
1. 河川名	
2. 整備範囲	
3. 整備概要	・事業名 ・整備年度 ・整備事業費 ・まちや地域の関係者との関わり
4. 利活用及び維持管理	・利活用状況（地域の関係者との役割分担を含む） ・維持管理状況（地域の関係者との役割分担を含む）
5. 特徴	・市町村や地域における当該事業に関して行った工夫
6. その他	・現況写真 ・関連事業の整備状況（対象河川沿川地域のまちづくり）
＊市町村内でこれまで実施済みの河川整備モデル事業があれば記載 ＊子どもの水辺、水辺の楽校プロジェクトがあれば記載	

〈参考2〉	
	関連するまちづくりに関する計画の概要
計画名	
計画区域	
計画概要	
河川に関連する内容	
進捗状況	
その他	・位置図、写真

河川敷地占用許可準則

計画内容ごとに1枚ずつ作成

第一章 総則

（目的）

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

（定義）

第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

（占用許可の手続）

第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

（適用除外）

第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第二章 通則

（占用許可の基本方針）

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第1項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

（占用主体）

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の

許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体(道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。)
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設(以下「市街地開発事業関連施設」という。)の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者(なお、第七第1項第六号ロの船舶上下架施設(斜路を含む。))については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。)

(占用施設)

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイから二までに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
 - ニ 自転車歩行者専用道路
- 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁(鉄道の駅が設置されるものを含む。)又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
- 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
 - イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
 - ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
- 四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
 - イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
 - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
 - ニ 売店(周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。)
 - ホ 防犯灯
- 五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習

又は環境意識の啓発のために必要な施設

- イ 河川教育・学習施設
 - ロ 自然観察施設
 - ハ 河川維持用具等倉庫
- 六 次のイから二までに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
- イ 公共的な水上交通のための船着場
 - ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)
 - ハ 荷揚場(通路を含む。)
 - ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
- 七 次のイから二までに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
- イ 通路又は階段
 - ロ いけす
 - ハ 採草放牧地
 - ニ 事業場等からの排水のための施設
- 八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
- イ グライダー練習場
 - ロ ラジコン飛行機滑空場
- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

(治水上又は利水上の基準)

第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

- 2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。
- 一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
 - 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
 - 三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。
 - 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
 - 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けているものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。
- 3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に

係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

（他の者の利用との調整等についての基準）

第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

（河川整備計画等との調整についての基準）

第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。

2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）

第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

（占用の許可の期間）

第十二 占用の許可の期間は、第七第1項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては五年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

（占用の許可の内容、条件、監督処分等）

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収する方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

（継続的な占用の許可）

第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不適当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

（一時占用の許可）

第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

第三章 包括占用の特例

（包括占用の許可）

第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるものとする。

2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。

3 前項の場合において、第十第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

（第十第1項に規定する計画等との調整）

第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第1項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

（包括占用区域の施設設置者による利用）

第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容及と

するほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。
- 二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。
- 三 第二十第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。
- 四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。

(包括占用の許可の申請及び条件等)

第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

- 2 包括占用の許可をする場合には、第十三2項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付するものとする。
- 3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

(包括占用区域における工作物の設置等の許可)

第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

- 2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時にすることもできるものとする。
- 3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。
- 4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。
- 5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。
- 6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

(包括占用許可に係る監督処分等)

第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件(法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。以下同じ。)に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

- 一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- 二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、

監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

第四章 都市及び地域の再生等のために 利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域(以下「都市・地域再生等利用区域」という。)を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針(以下「都市・地域再生等占用方針」という。)及び当該施設の占有主体(以下「都市・地域再生等占有主体」という。)を定めるものとする。

- 3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設(これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。)

- 4 都市・地域再生等占有主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

- 一 第六に掲げる占有主体
- 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

- 三 営業活動を行う事業者等

- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定(都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占有主体の指定を含む。第7項において同じ。)をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可)

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、

第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占用の許可を申請した場合において、当該占用が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができる。

（占用の許可の期間）

第二十四 第二十三の規定による占用の許可の期間は、十年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

（占用者以外の施設利用）

第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、その占用施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
 - 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

4 公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
- 一 公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

（通則の適用）

第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

附則

（経過措置）

- 1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。
- 2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後も引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

（社会実験）

- 3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。
- 4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

附則（平成23年3月8日国河政第135号）

- 1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について（平成16年3月23日）付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。
- 3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附則（平成28年5月30日国水政第33号）

この通達は、平成28年6月2日から施行する。

索引

- あ 維持管理 … 53
一時占用 … 80
ウォークアブル、ウォークアブル推進都市 … 91
- か 河川区域(河川の区域) … 79
河川空間のオープン化 … 23, 36, 80
河川敷地占用許可準則、準則 … 101
河川立体区域制度 … 83
かわまち大賞 … 3, 35, 75
かわまちづくり … 7
「かわまちづくり」支援制度 … 9
かわよろず … 27
官民連携による地域活性化のための基礎整備推進支援事業 … 55
既存ストック … 47
協議会 … 9, 11, 40, 71
草刈り … 53
クラウドファンディング(Crowdfunding) … 61
合意形成 … 40
交付金 … 55, 92
- さ サイクリング … 8, 52
財源 … 54
市街地再開発事業 … 89
施設利用料 … 82
社会実験 … 63
社会資本整備総合交付金 … 55, 92
情報発信 … 72
推進主体 … 11
推進体制 … 48
占用主体 … 80, 82
総合設計制度 … 87
ソフト施策 … 22
- た 体制図 … 40, 48
地区計画制度 … 86
定量的目標 … 16
統合河川環境整備事業 … 55
都市構造再編集集中支援事業 … 56
都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金) … 90
- 都市・地域再生等利用区域 … 82
土地区画整理事業 … 88
ドローン … 52
- な ネーミングライツ(Naming Rights) … 60
農山漁村地域整備交付金 … 55
- は ハード施策 … 25
バリアフリー … 46
評価 … 74
評価項目 … 16
評価指標 … 16
勉強会 … 32
包括占用 … 81
ほこみち、歩行者利便増進道路 … 95
補助金 … 55
- ま まち歩き … 31
まちなかウォークアブル推進事業 … 91
ミズベリング、ミズベリング・プロジェクト … 33
ミズベリング〇〇会議 … 34
道の駅 … 52, 92
民間事業者 … 49
- や 遊歩道 … 23, 92
ユニバーサルデザイン … 46
- ら ロゴ … 73
- わ ワークショップ … 31
- A CSR(Corporate Social Responsibility) … 59
Park-PFI、パークPFI、公募設置管理制度 … 91
PDCA … 20
PFI(Private-Finance-Initiative) … 57
PPP/PFI … 57
RIVASITE、リバサイト … 24, 81
SIB(Social-Impact-Bonds) … 58

かわまちづくり計画策定の手引き

第2.1版 令和7年3月

編集・発行 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL:03-5253-8111(代表)

編集協力 公益財団法人 リバーフロント研究所